

# 自衛隊員倫理教本

ちよつとまで  
あとになつては  
もう遅い

禁止行為をした場合、  
倫理規程違反として  
免職などの懲戒処分を受けます

疑問があったら  
自分勝手に判断せず相談しましょう  
身近な相談先は、あなたの  
「自衛隊員倫理カード」を確認してください

倫理観をもった行動を！  
**倫理ホットライン**  
電話は土・日・祝日を除く、平日10時～19時で受け付けています  
03-3268-3111 (内線 20719)  
03-5261-0164  
rinri-tshou@mod.go.jp

自衛隊員倫理審査会 検索

人事教育局服務管理官

自衛隊員倫理審査会

令和3年3月

## はじめに

自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程の施行から 20 年が経過しました。倫理監督官、総括倫理管理官等の御尽力により、自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程の制度は隊員に着実に浸透・定着していると考えていますが、これまで、防衛省・自衛隊において、国民からの期待と信頼を大きく損なうような事案が度々発生しております。

自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程について更に理解を深めていただくため、今般の自衛隊員倫理教本の改訂に当たっては、これまでの運用状況等を踏まえて、必要な加筆及び修正を行いました。

まずは、自らの知識や判断について「倫理セルフチェックシート（基礎編）」及び「倫理セルフチェックシート（応用編）」を用いて確認していただき、その上で教本を読み進めていくことによって自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程に関する正しい理解を深めていただきたいと思います。

今後も、自衛隊員の公務に対する国民の信頼を確保するため、本教本をご活用いただきますようお願いいたします。

令和 3 年 3 月  
自衛隊員倫理審査会

## 倫理セルフチェックシート（基礎編）

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程について理解度をチェックします。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	倫理規程は、職員の職務と利害関係のある事業者等や個人との間の行為について規定しているが、この「事業者等」とは、営利目的事業を営んでいる者を指し、国はもとより、公益法人や地方公共団体等は含まれない。	
2	多くの人が出席する立食パーティーなら、利害関係者が主催するものであっても、倫理規程上の問題はない。	
3	自分の分の費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合であっても、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への届出が必要である。	
4	利害関係者である業者が「課の皆さんでどうぞ」と言ってビール券を置いていったので、課の懇親会で使った、また、一部をその業者と利害関係のない隣の課におすそ分けをし、その課でも懇親会で使った、というようなケースは、個人で使ったわけではないので、倫理規程上の問題はない。	
5	無償で利害関係者から物品を借りることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときも、ボールペン1本であっても借りることは認められない。	
6	私的な関係がある利害関係者との行為は、禁止行為でも例外として認められ得るが、この「私的な関係」には、仕事を通じて知り合っ親しくなった関係も含まれる。	
7	利害関係者でない事業者等からでも、何度も繰り返し接待を受けることは、倫理規程上問題がある。	
8	利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料については、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であれば、贈与等報告書を提出する必要はない。	
9	会費制で、利害関係者と共に数名で飲食をしたところ、明らかに会費額よりも高いと思われる飲食やサービスの提供を受けたが、案内どおりの会費を払っていれば問題ない。	
10	職場の親睦旅行に、前年まで同じ職場にいて、今は利害関係にある企業に就職しているOBを参加させることは、利害関係者と共に旅行することとなるので認められない。	

## 倫理セルフチェックシート（基礎編 解答・解説）

解答を確認される際は、解説もお読みください。

頁は、教本の頁数を記載しています。

番号	解答	頁	解説
1	×	<a href="#">8</a>	「事業者等」とは、法第2条第4項により「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。」と定義されており、国、地方公共団体、公益法人等はいずれも「事業者等」に含まれます。 (法第2条第4項)
2	○	<a href="#">14</a>	多数の者（20名程度以上）が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められています。 これは、多数の者が出席する立食パーティーのように、多数の出席者から見られている中で利害関係者から飲食物の提供を受けたとしても、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと考えられることから認められているものです。 なお、着席して行われる会食であっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合には、立食パーティーに準ずるものとして認められる場合があります。 (規程第3条第2項第6号)
3	○	<a href="#">20</a>	自分の分の費用を自ら負担する場合又は利害関係者でない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することが認められています。ただし、自分の飲食に要する費用が1万円を超えるような高額な飲食については、その形態によっては、接待を受けているのではないかと誤解される可能性も否定できないことから、透明性を確保するため倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。 (規程第8条)
4	×	<a href="#">11</a> 、 <a href="#">19</a>	利害関係者から金銭や物品を受け取ることは禁止されており（規程第3条第1項第1号）、また、同じ府省の他の職員が規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受することも禁止されています（規程第7条第1項）。 本問の場合、利害関係者からビール券を受け取った職員はもとより、利害関係者から受け取ったビール券が使用されていることを知りながら懇親会に参加した課の職員、また、事情を知りながらビール券を受け取り、これを使用した隣の課の職員は、倫理規程違反に問われることとなります。

5	×	<a href="#">13</a>	<p>職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。</p> <p>ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。</p> <p>(規程第3条第2項第3号)</p>
6	×	<a href="#">16</a>	<p>「私的な関係」とは、親族関係や学生時代の友人関係、地域活動を通じて知り合った者等、職員としての身分にかかわらない関係をいいます。仕事を通じて知り合った関係は、職員としての身分にかかわらない関係とはいえないため、「私的な関係」には当たりません。</p> <p>(規程第4条第1項)</p>
7	○	<a href="#">17</a>	<p>相手が利害関係者でない事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、相手側は職員からの何らかの見返りを受けることを期待していることが疑われ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、禁止されています。</p> <p>また、つけ回しをすることは、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合の想定しがたい悪質な行為として、利害関係の有無を問わず禁止されています。</p> <p>(規程第5条第1項・第2項)</p>
8	×	<a href="#">5</a>	<p>利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた原稿料や監修料などの報酬についても、職務に関係する事項に関する報酬であれば、氏名や府省名を明らかにしないで行った場合であっても、贈与等報告の対象となります。</p> <p>(法第6条第1項、規程第11条第1項第2号)</p>
9	×	<a href="#">14</a>	<p>自分の飲食に要した費用から支払った会費を差し引いた額について、利害関係者が負担していた場合、利害関係者から接待を受けたことになり、倫理規程違反となります。参加者の責任で、精算時などに飲食等の内容を確認することが求められます。</p> <p>(規程第3条第1項第6号)</p>
10	○	<a href="#">15</a>	<p>利害関係者と共に旅行をすることは、原則として、禁止されています。例外として、公務のための旅行については、禁止行為から除外されています。</p> <p>(規程第3条第1項第8号)</p>

## 倫理セルフチェックシート（応用編）

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程について理解度をチェックします。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	契約の関係で業者が利害関係者となるのは会計事務担当の職員に限られ、原局原課の職員にとって業者が契約の関係で利害関係者となることはない。	
2	職員が結婚披露宴に利害関係者を招待した場合、利害関係者からの祝儀については一切受け取ることができない。	
3	10名以上が参加するOB会のゴルフコンペであり、そこに含まれる利害関係者が数名程度であれば、参加しても差し支えない。	
4	許認可に関する事務を担当する職員が、現在当該許認可の申請中である高校時代の同級生とゴルフに行っても、「私的な関係」があるため倫理規程上の問題はない。	
5	部員級以上の職員は、利害関係者に該当しない会社の役員から贈与等を受けた場合、その贈与等が役員名により行われたものでなければ、贈与等報告書を提出する必要はない。	
6	立食パーティーに招待され、飲食物の提供を受けたが、その時の価額の算定方法は、自分が実際に飲食をした物だけを単純に足し合わせて計算すればよい。	
7	利害関係者であるOBから、昔の上司と部下の関係で飲食をごちそうになったが、私的な関係であるため、倫理規程上の問題が生じることはない。	
8	監査で利害関係者の事業所を訪れる際に、当該監査に立ち会うために、その事業所に赴くこととなった本社の従業員が乗るタクシーに便乗することは問題ない。	
9	利害関係者からの依頼に応じ講演を行う場合、倫理監督官の承認を得ていれば講演料を受け取ることができるが、その講演のために作成した準備資料や配付資料についても、実際に作成した資料の枚数等に応じて、別途、報酬を受けとることができる。	
10	部隊Aの長は、隷下部隊Bにおける契約に関する権限を持っていないので、部隊Bにおいて契約をしている事業者は、部隊Aの長にとって、利害関係者には該当しない。	

## 倫理セルフチェックシート（応用編 解答・解説）

解答を確認される際は、解説もお読みください。

頁は、教本の頁数を記載しています。

番号	解答	頁	解説
1	×	<a href="#">8</a>	<p>契約事務担当職員は、必ずしも会計事務担当職員に限られず、当該契約の内容を実質的に決定し得る立場にある職員（例えば、原局原課において購入物品等を実質的に決定する職員など）も含まれます。</p> <p>倫理規程上の利害関係者として定められている「契約」の相手方とは、「売買、貸借、請負その他の契約」のうち国の支出の原因となる契約、収入の原因となる財産売払等の契約、資金前渡官吏の支払の原因となる契約、歳入歳出外現金の支払又は受入の原因となる契約等の相手方を指します。このような契約の相手方である事業者等と契約事務担当職員は、その接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は利害関係者となります。</p> <p>（規程第2条第1項第5号）</p>
2	×	<a href="#">11</a>	<p>職員が結婚披露宴を行う際に、親との関係に基づいて招待した客や配偶者側の招待客が利害関係者に当たる場合については、祝儀に名を借りて職員に法外な額のお金を渡すようなものでない限り、倫理規程の禁止行為に当たらないものとして取り扱っています。</p> <p>また、職員本人の現在の利害関係者を招待した場合には、実費相当額である場合に限り受け取ることができます。（規程第3条第1項第1号）</p>
3	×	<a href="#">15</a>	<p>利害関係者となったOBが含まれているOB会のゴルフコンペの場合、30名から40名以上が参加するもので、そこに含まれる利害関係者が数名程度であれば、利害関係者とゴルフをするというよりは同じ職場で勤務した者の集まりでゴルフをするという性格が強く、外部から見ても接待ゴルフとは思われないであろうことから、利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、行ってよいこととしています。（規程第3条第1項第7号）</p>
4	×	<a href="#">16</a>	<p>高校時代の同級生は職員としての身分にかかわらない「私的な関係」を有する者として、倫理規程上の禁止行為について例外が認められる場合があります。</p> <p>しかし、私的な関係があればすべて認められるという訳ではなく、その者との間の職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行為の態様等を考慮の上、国民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り認められます。</p> <p>本問のように、まさに許認可申請中の相手とゴルフを行うことは国民の疑惑や不信を招くおそれがあり、一般的には行うことはできません。（規程第4条第1項）</p>

5	×	<a href="#">5、9</a>	<p>役員が、役員名により贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられ、贈与等報告書を提出する必要があります。</p> <p>役員が、役員名を用いずに、贈与等を行っている場合であっても、当該役員の会社と職員の府省との関係、当該役員と職員との関係、当該贈与等の内容等から、当該贈与等が個人的動機に基づいて行われることが明らかな場合を除き、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられ、贈与等報告書を提出する必要があります。(法第2条第4項・第5項、第6条第1項)</p>
6	×	<a href="#">23</a>	<p>立食パーティーに招待され、飲食物の提供を受けた場合には、原則として、①主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額、②店側へ総額を確認し、出席者数で等分した価額、③招待を受けた者以外に、会費を支払っている者がいる場合は、当該会費により、贈与を受けた金額を計算します。</p>
7	×	<a href="#">16</a>	<p>仕事（公務）を通じて知り合った関係は、「私的な関係」ではないため、利害関係者が隊員の飲食に要した費用を負担した場合、利害関係者から接待を受けたことになり倫理規程違反となります。(規程第4条第1項)</p>
8	×	<a href="#">13</a>	<p>利害関係者から無償で役務の提供を受けることは禁止されていますが、例外として、利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の新たな追加的負担がないときは、そのタクシーに同乗することは認められます。ただし、本問の場合、隊員の職務の遂行に伴い、利害関係者が隊員と同じ目的地に移動する必要が生じているもので、たまたま同じ目的地に行く場合には当たらないことから、禁止行為に該当しません。(規程第3条第2項第4号)</p>
9	×	<a href="#">21</a>	<p>利害関係者からの依頼に応じて、講演等を行う場合、あらかじめ倫理監督官の承認を得れば報酬を受け取ることが認められますが、準備資料や配付資料について、別途、報酬を受け取ることは認められません。(規程第9条)</p>
10	×	<a href="#">8</a>	<p>会計法上の契約の権限の有無にかかわらず、行政組織法上、部隊の事務を掌理するといった所掌事務がある場合には、すべての隷下部隊において契約関係にある事業者等が利害関係者に該当する。(規程第2条)</p>

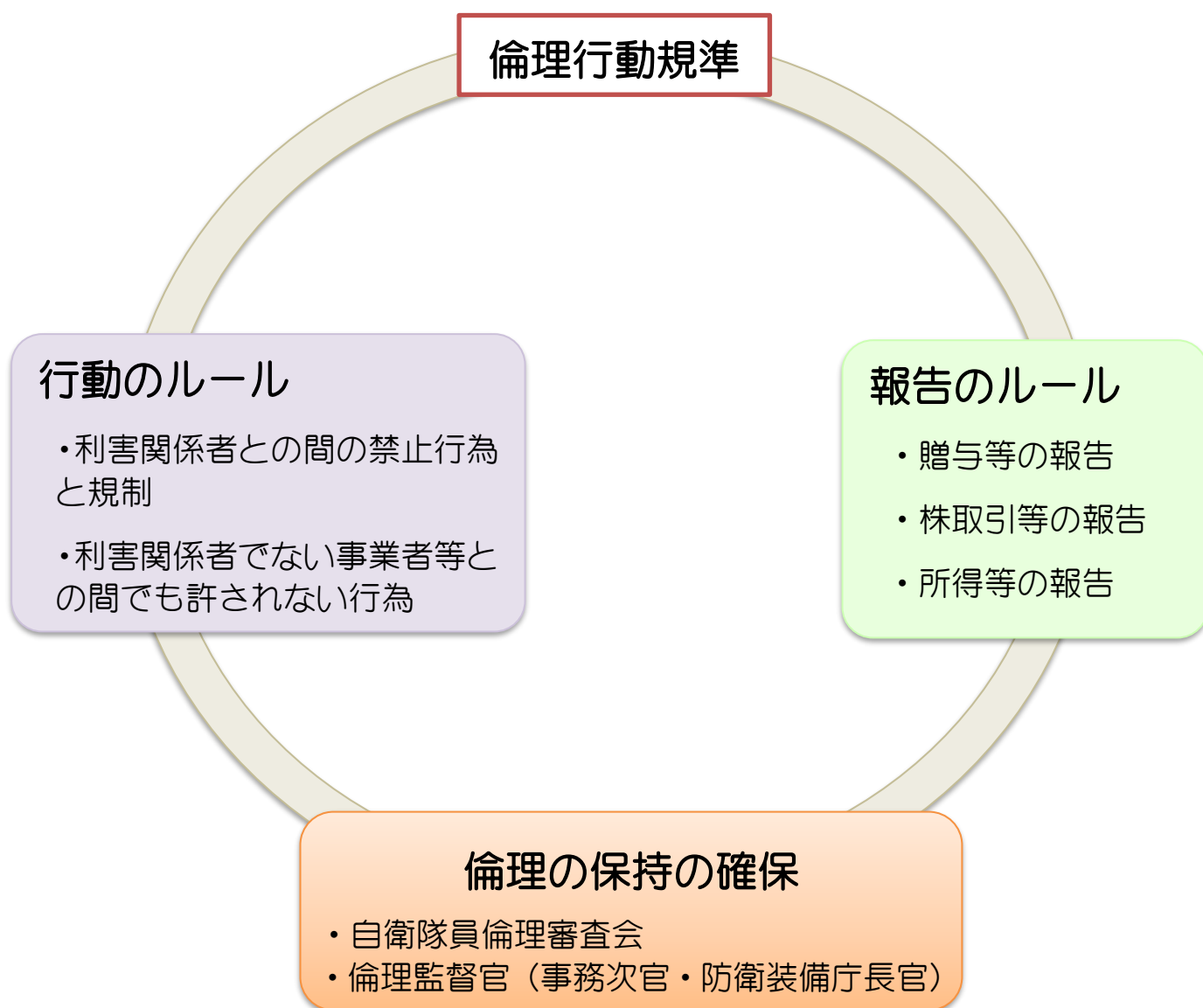


# 目次

<a href="#">倫理の保持のためのルール</a>	・・・1
<a href="#">基本的心構え</a>	・・・2
<a href="#">自衛隊員倫理法・倫理規程の制定</a>	・・・3
<a href="#">自衛隊員倫理審査会</a>	・・・4
<a href="#">倫理監督官等</a>	・・・4
<a href="#">贈与等報告書</a>	・・・5
<a href="#">株取引等及び所得等報告書</a>	・・・6
<a href="#">各種報告書の提出先</a>	・・・7
<a href="#">利害関係者</a>	・・・8
<a href="#">利害関係者からの贈与等に関する規制等（禁止される行為）</a>	・・・11
<a href="#">私的な関係を有する者等との間における例外</a>	・・・16
<a href="#">利害関係者以外の者等との間における規制</a>	・・・17
<a href="#">特定の書籍等の監修料に関する規制</a>	・・・18
<a href="#">倫理の保持を阻害する行為等の禁止</a>	・・・19
<a href="#">1万円を超える飲食の事前届出</a>	・・・20
<a href="#">講演等・出版物への寄稿等に関する規制</a>	・・・21
<a href="#">立食パーティーにおける価額の算定方法</a>	・・・23
<a href="#">倫理ホットライン</a>	・・・24
<a href="#">通報を受けた場合の流れ</a>	・・・25
<a href="#">懲戒基準</a>	・・・26
<a href="#">主要質疑応答集</a>	・・・27
<a href="#">自衛隊員倫理法又は国家公務員倫理法等違反事例</a>	・・・69
資料	76
<a href="#">自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）</a>	・・・76
<a href="#">自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）</a>	・・・83
<a href="#">自衛隊員倫理審査会令（平成12年政令第174号）</a>	・・・89
<a href="#">自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第55号）</a>	・・・90
<a href="#">自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省本省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について（通達）（防人1第3856号。12.6.22）</a>	・・・91
<a href="#">自衛隊員倫理法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する各種報告書の提出要領について（通達）（防人1第3857号。12.6.22）</a>	・・・105
<a href="#">自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第81号）</a>	・・・110
倫理行動規準・倫理法等違反通報窓口	

## 倫理の保持のためのルール

自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程では、倫理保持のためのルールを定めています。



自衛隊員倫理審査会は、倫理法に基づいて防衛省本省に設置されています。倫理審査会は、会長及び委員の計5名で構成されており、倫理の保持に関する事項についての企画、各種報告書の審査、倫理法令違反の疑いがある場合の調査などを行っています。

## 基本的心構え

◎ 倫理法に基づき制定された自衛隊員倫理規程は、隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限などを定めています。

倫理保持の  
ルールを守り、誇りと使命感をもって  
任務を遂行する。

- 接待から割り勘へ
- 公私の区別をはっきりと



いつでも、どこでも  
倫理行動規準 (裏表紙) に照らし行動する。

\*これから自分がとろうとする行動が、国民から見て、公正な職務の執行の観点から、疑惑や不信をもたれることがないか、常に意識しよう。

疑問があったら、自分勝手に判断せずに、  
必ず倫理監督官に相談する。

\*各機関には、倫理監督官から職務の委任を受けた倫理管理官又はその倫理管理官から職務の委任を受けた分任倫理管理官が置かれており、相談することができる。

## 自衛隊員倫理法・倫理規程の制定

### ◎自衛隊員倫理法等の制定経緯

倫理法・倫理規程は、かつて公務員不祥事が相次いで発生し、厳しい社会的批判を招いたことを背景に、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、利害関係者の範囲を明確に定め、隊員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止などを規定している。

また、倫理法は議員立法として、平成10年に提出され、平成11年8月に成立し、平成12年4月から施行された。

### ◎ 自衛隊員倫理法の制定趣旨

自衛隊員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(自衛隊員倫理法第1条)

## 自衛隊員倫理審査会

(自衛隊員倫理法第10条)

◎ 倫理法に基づき隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐させるため、防衛省本省に自衛隊員倫理審査会を設置しています。

- 審査会は学識経験があり、防衛大臣が任命した会長及び委員の計5名で構成されている。
- 審査会では、倫理規程、懲戒処分基準等に関する事項の調査審議及びこれらに関し必要と認める事項の防衛大臣への建議、各種報告書の審査、防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること等の業務を行っている。

## 倫理監督官等

(自衛隊員倫理法第24条)

◎ 倫理法に基づき隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛省本省及び防衛装備庁にそれぞれ倫理監督官が置かれています。

- 倫理監督官は、隊員に対し必要な指示、助言を行う。
- 倫理監督官は、防衛省本省においては事務次官、防衛装備庁においては防衛装備庁長官である。各機関には、倫理監督官から職務の委任を受けた倫理管理官(各機関の長)又はその倫理管理官から職務の委任を受けた分任倫理管理官(※)が置かれている。

※ 具体的には「自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省本省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について(通達)」([91頁参照](#))に規定されている。

# 贈与等報告書

(自衛隊員倫理法第6条)

- ◎ 倫理法は、隊員が事業者等から受けた贈与等に関し、防衛大臣又は防衛装備庁長官への報告及び一定限度以上のものについての公開というチェックシステムを設け、隊員の事業者等との接触について透明性を確保することとしています。

部員級以上の隊員（行政職（一）5級相当以上の事務官等又は3佐以上の自衛官）は、事業者等から5千円を超える贈与等を受けたときは、四半期ごとに防衛大臣又は防衛装備庁長官に提出しなければならない。  
(翌四半期の初日から14日以内に提出)

- 報告の対象となるのは、下記のうち1件5千円を超えるもの。
- ・事業者等から受けた贈与、飲食の提供など
  - ・利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬
  - ・利害関係者に該当しない事業者等から受けた講演等の報酬のうち、隊員の現在又は過去の職務に係る事項に関するもの
- ☆ 所有株式等の配当、宝くじの当選金や福引きの景品など、広く一般に誰でも受け取れるものについては、報告の対象としていない。
- ☆ 私的な経済行為に基づくもので、例えば、一般消費者が受けるものと同様の値引き等の経済上の利益についても、報告の必要はない。
- ※ 贈与等報告書のうち、事業者等から受けた贈与等又は報酬の価額が1件につき2万円を超える贈与等については、何人でも閲覧を求めることができる。
- 「贈与等報告書」の様式は、[106](#)、[107頁](#)を参照して下さい。

## 株取引等報告書

(自衛隊員倫理法第7条)

本省審議官級以上の隊員（指定職）は、前年に行った株取引等について、毎年3月1日から3月31日までの間に防衛大臣又は防衛装備庁長官に提出しなければならない。

☆ 株取引等の報告は、前年の途中で新たに本省審議官級以上の隊員となった場合でも、本省審議官級以上の隊員である間に株取引等を行っていれば、提出する必要があります。

○ 「株取引等報告書」の様式は、[108頁](#)を参照して下さい。

## 所得等報告書

(自衛隊員倫理法第8条)

本省審議官級以上の隊員（指定職）（前年1年間を通じて本省審議官級以上の隊員であったものに限る。）は、前年分の所得について、毎年3月1日から3月31日までの間に防衛大臣又は防衛装備庁長官に提出しなければならない。

☆ 所得等の報告は、前年1年間を通じて本省審議官級以上の隊員であった者に限ります。したがって、例えば、年の途中で新たに本省審議官級以上の隊員となった場合には、報告の必要はありません。

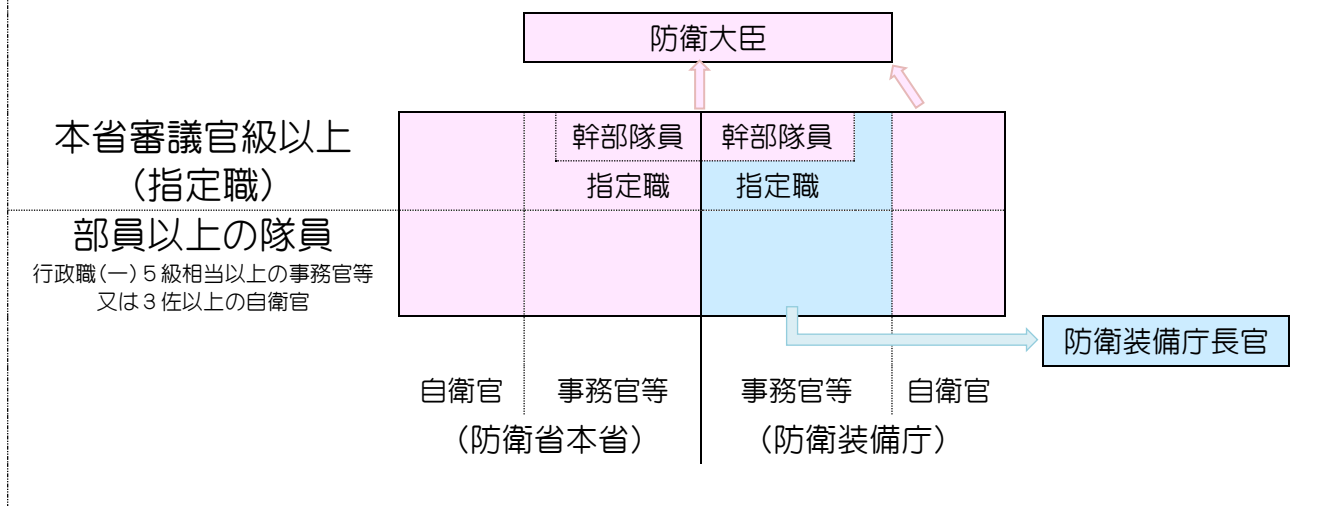
○ 「所得等報告書」の様式は、[109頁](#)を参照して下さい。

各種報告書を期限までに提出しなかったり、虚偽の事項を記載した場合には、懲戒処分等に付されることがあります。[\(26頁参照\)](#)

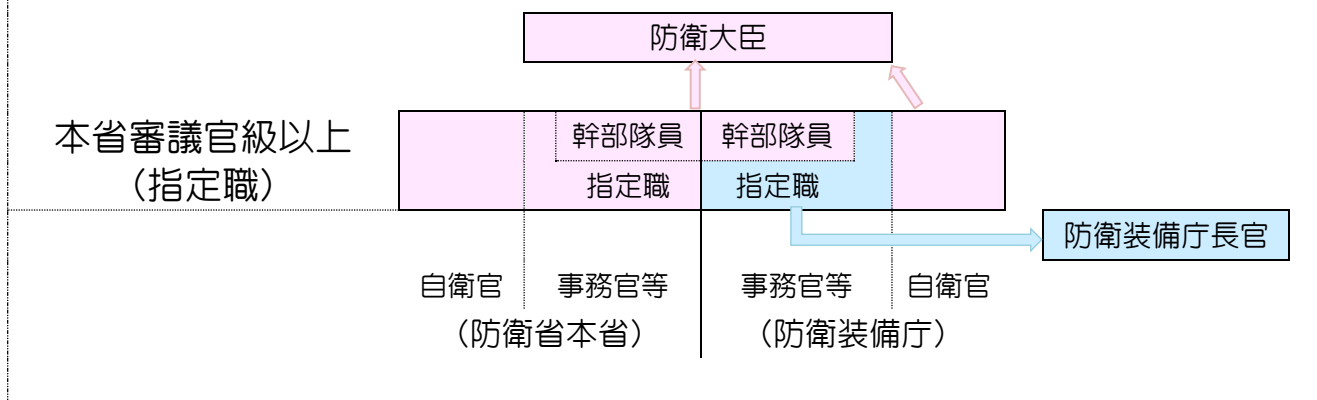
# 各種報告書の提出先

(自衛隊員倫理法第6条から第8条)

## <贈与等報告書の提出先>



## <株取引等報告書及び所得等報告書の提出先>





# 利害関係者

(自衛隊員倫理規程第2条)

◎ 利害関係者とは、「隊員の職務に利害関係を有する者」であり、具体的には、隊員の現在のポスト（官職）において、所掌事務の対象となっている相手方のうち、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 許認可等を受けて事業を行っている事業者等  
許認可等の申請をしている事業者等又は個人  
許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- 2 補助金等の交付の対象となっている事業者等又は個人  
補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人  
補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- 3 不利益処分の相手方となる事業者等又は個人
- 4 行政指導により、現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等  
又は個人
- 5 防衛省又は防衛装備庁との間において契約を締結している事業者等  
防衛省又は防衛装備庁との間において契約の申込みをしている事業者等  
防衛省又は防衛装備庁との間において契約の申込みをしようとしている  
ことが明らかな事業者等

※ 「事業者等」とは法人その他の団体及び事業を行う個人をいい、「個人」とは事業を行っていない個人（倫理規程の「特定個人」）をいう。

※ 利害関係者が民間企業などである場合、その企業の利益のために隊員と接触していると見られる役員、従業員などは利害関係者とみなされる。

※ [8頁](#)の5について、契約に関する事務に携わる隊員は、契約の内容を実質的に決定し得る立場にある場合、例えば、「原課において購入品等を実質的に決定する隊員」、「契約履行の監督、検査の事務に携わる隊員」も含む。

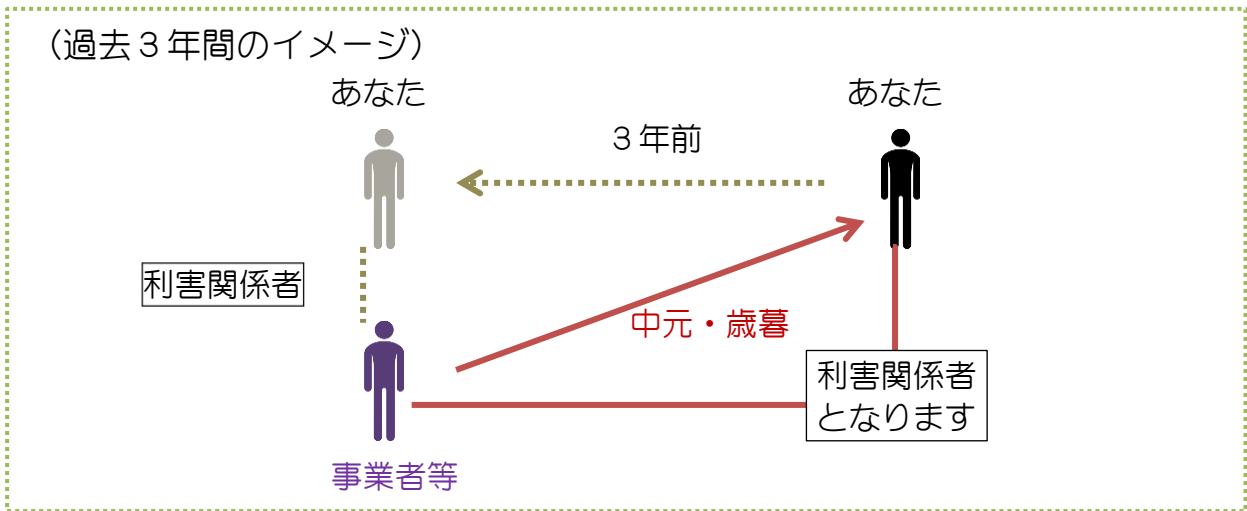
☆ 本人が[8頁](#)の1から5の職務に実質的に関与していなくとも、行政組織上、職務権限（責任）を有している場合には、隷下隊員にとっての利害関係者は、当該隊員にとっても利害関係者になるものとして取り扱っています。

○ 利害関係者の範囲については、[8頁](#)の倫理規程で定められているものに加え、防衛省の訓令において以下のとおり定めています。

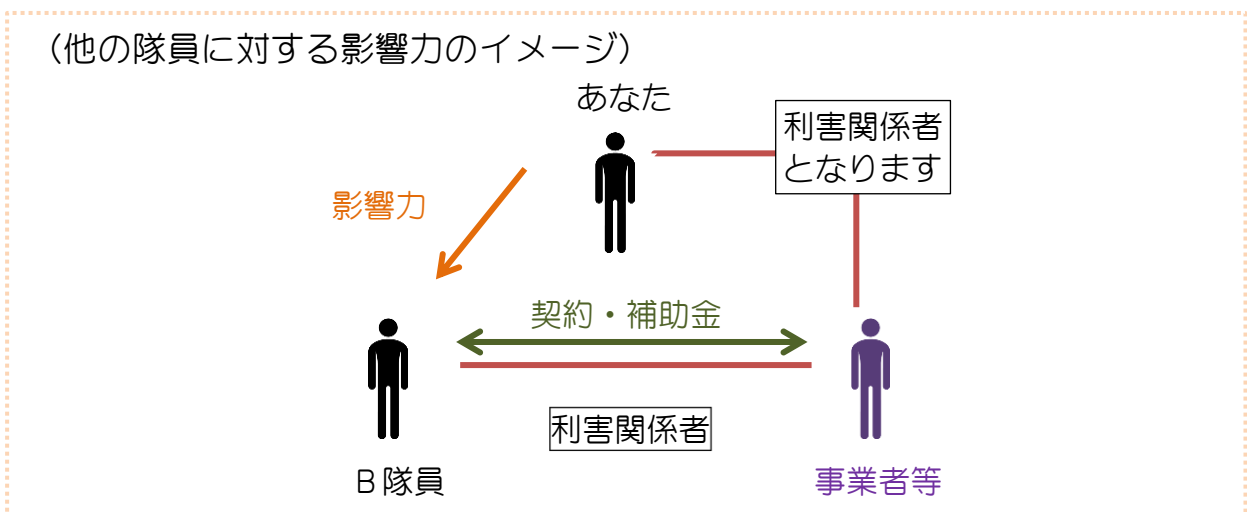
- ① 自衛隊法第96条第1項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛隊員が行う捜査を受けている被疑者又は被疑者の弁護人等を当該自衛隊員の利害関係者とみなし、自衛隊員倫理規程の規定を適用する。
- ② また、被疑者が法人その他の団体である場合において、その役員又は従業員（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、①の利害関係者とみなす。

[\(自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第55号）\)](#)

◎ 過去3年間に隊員がついていたポスト（官職）の利害関係者も、現在の当該隊員の利害関係者となります。



◎ 隊員が他の隊員に対する影響力（例えば人事課長が他の隊員に対して有する影響力など）を持つ場合、他の隊員の利害関係者も当該隊員の利害関係者とみなされます（隊員が持つ影響力を他の隊員に対し行使させることにより自己の利益を図ろうとして当該隊員と接触していることが明らかな他の隊員の利害関係者に限る。）。



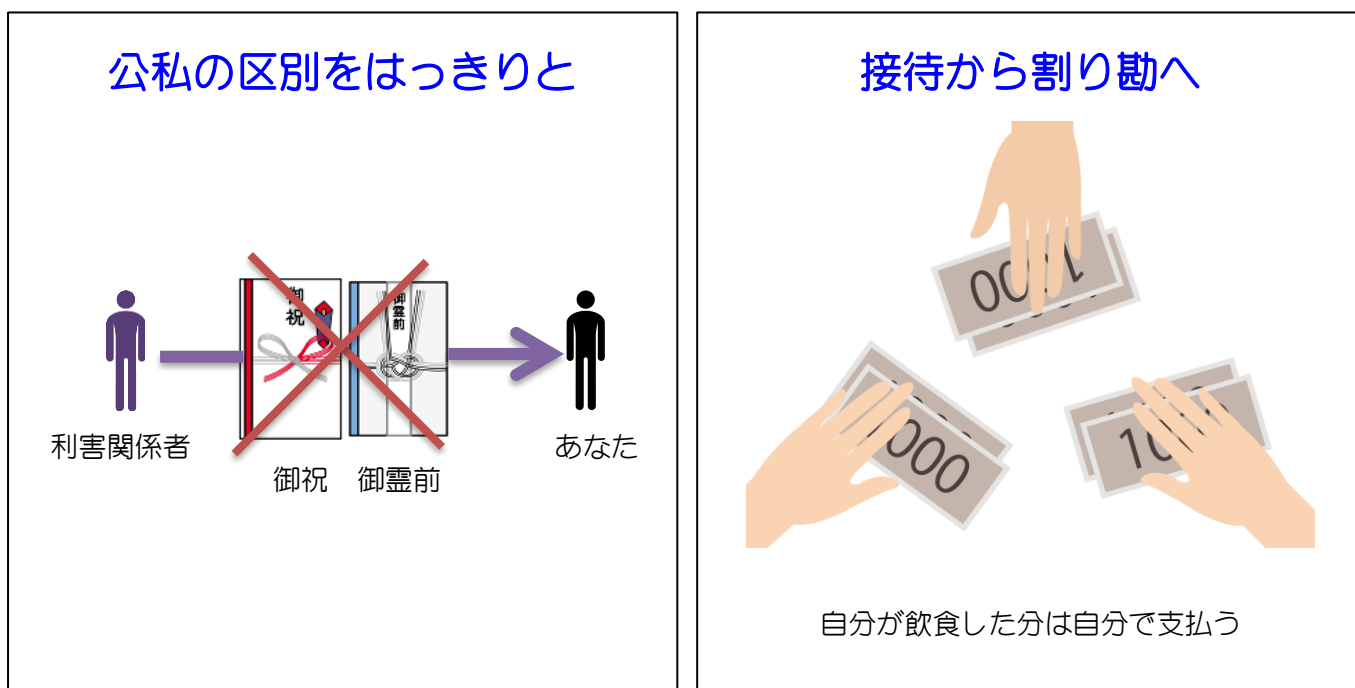
☆ 防衛省内の隊員同士は利害関係者にはならないものとして取り扱っています。

# 利害関係者からの贈与等に関する規制等 (禁止される行為)

## 1 金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第1号)

- ◎ 利害関係者から、金銭、物品などを受け取ることは、せん別、祝儀、香典又は供花などの名目、金額の多寡にかかわらず禁止されている。



### 【例外 (許される行為)】

- 広く一般に配布されている宣伝用の物品や記念品を受け取ること  
(自衛隊員倫理規程第3条第2項第1号)
- ☆ 次のようなものについても、禁止行為に該当しないと解しています。
- 結婚披露宴を行う際、配偶者や父母との関係に基づき出席した (当該隊員にとっての) 利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ること
- 父の葬儀を執り行う際、亡くなった父との関係に基づいて (当該隊員にとっての) 利害関係者が持参した、通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ること

## 2 金銭の貸付けを受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第2号)

◎ 利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利息を払っても許されない。

☆ 金融機関などが利害関係者に該当する場合に、一顧客として金融機関から貸付けを受けることは、禁止行為に該当しないと解しています。

## 3 無償で物品又は不動産の貸付けを受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第3号)

◎ 贈与のほか、無償で物品又は不動産の貸付けを受けることも認められない。

### 【例外（許される行為）】

○ 職務として利害関係者を訪問した際に、職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題がないと認められる程度の範囲内で、当該利害関係者から提供される物品を使用（文房具などの事務用品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用）すること

(自衛隊員倫理規程第3条第2項第3号)



## 4 無償でサービスの提供を受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第4号)

◎ 利害関係者から、正当な理由なくサービスを受けてはならない。

### 【例外（許される行為）】

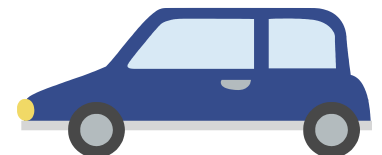
○ 職務として利害関係者を訪問する際に、他に公共交通機関がない等、周辺の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、特に用立てられたハイヤーなどは認められない。）

(自衛隊員倫理規程第3条第2項第4号)

☆ 次についても、禁止行為に該当しないと解しています。

● 利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合や自分の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者の追加的負担もないときに、当該タクシーに便乗すること

※ 隊員の職務に立ち会うため、又は隊員の職務の遂行に伴って、利害関係者が隊員と同じ目的地に移動するようなケースは、上記「たまたま同じ目的地に行く場合」には該当しません。このような場合、総額を確認した上で、自分の自己負担（割り勘）を支払うことで、同じタクシーに同乗することは可能です。



※ 利害関係者から、物品・不動産を購入した場合や、対価を支払って、貸付けを受けた場合又はサービスの提供を受けた場合でも、その対価の額・使用料が通常一般の価額に比して著しく低いときは、その差額について贈与を受けたものとみなされます。

(自衛隊員倫理規程第3条第3項)

## 5 未公開株式を譲り受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第5号)

◎ 未公開株式の譲り受けは、有償、無償を問わず禁止される。

## 6 供応接待を受けてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第6号)

- ◎ 利害関係者の負担による酒食の他、ゴルフ、観劇などによるもてなしも含む。

### 【例外（許される行為）】

- 職務として出席した会議その他会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること（立入検査、監査等の実施中は不可。）  
(自衛隊員倫理規程第3条第2項第5号)
- 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーに参加して、利害関係者から飲食物の提供を受けること（出席者のほとんどが隊員と利害関係者である一企業の場合等を除く。）  
(自衛隊員倫理規程第3条第2項第6号)
- 職務として出席した会議において、利害関係者から弁当などの簡素な飲食物の提供を受けること（立入検査、監査等の実施中は不可。）  
(自衛隊員倫理規程第3条第2項第7号)
- 自己の費用を負担（割り勘）し、利害関係者と飲食を共にすること

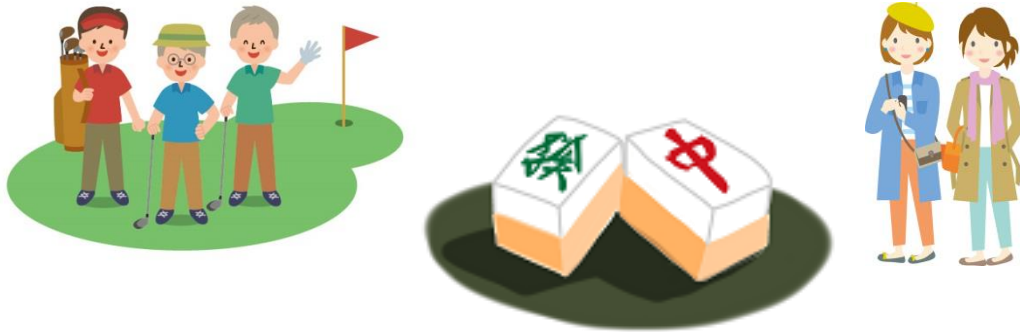


- ◎ 割り勘の場合等で自分で自らの飲食にかかった費用を負担した場合でも、その負担額が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合には、利害関係者から当該差額分の供応接待を受けたことになり、禁止事項に該当します。
- ◎ 利害関係者と飲食する際には、事前に倫理規程のルールを伝えるとともに、割り勘で飲食した後には、自己の費用を正しく負担しているかを領収書等で確認しましょう。

## 7 一緒にゴルフ・遊技や旅行をしてはならない。

※自分の費用を負担する(割り勘にする)場合でもできません。  
(自衛隊員倫理規程第3条第1項第7号及び8号)

◎ 「遊技」には、麻雀やポーカーが該当する。



### 【例外 (許される行為)】

○ 公務のための旅行

☆ 次のようなケースは、禁止行為に該当しないと解しています。

- 利害関係者数名 (4～5人程度) が参加するゴルフコンペ (全体で30人程度以上が参加) に参加すること
- 自分が会員となっているゴルフクラブでプレーする際に、クラブ側の指定で、たまたま利害関係者である会員と同じ組になった場合



## 8 利害関係者に要求して、第三者に対して前記(11～15頁)のような行為をさせてはならない。

(自衛隊員倫理規程第3条第1項第9号)

- ◎ 利害関係者である業者に要求して、自分の知人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることは、禁止行為に当たる。
- ※ 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。
- ☆ ただし、大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しないと解しています。

## 私的な関係を有する者等との間における例外

(自衛隊員倫理規程第4条第1項)

- ◎ 利害関係者が、私的な関係(隊員としての身分にかかわらない関係)を有する者である場合は、前記(11～16頁)の禁止行為について、例外として許されることがあります。  
〔例〕 高校生の時からの友人である利害関係者から結婚祝いをもらう場合  
親の葬儀に際し、親戚の利害関係者から香典をもらう場合
- ※1 利害関係者に要求して第三者に前記の行為をさせることは、私的な関係があってもできません。
- ※2 仕事(公務)を通じて知り合った関係は「私的な関係」ではありません。  
(職場の上司・同僚や防衛大学校・防衛医科大学校の同級生等は、仕事(公務)を通じて知り合った関係であるため、「私的な関係」にはならない。)

## 利害関係者以外の者等との間における規制

(自衛隊員倫理規程第5条)

- ◎ 相手が、利害関係者ではない場合でも、以下の行為をすることは許されない。
  - 酒食のもてなしを繰り返し受けるものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待などを受ける行為
  - 自分の飲食物の料金などを、その場に居合わせない者（利害関係者であるか否かにかかわらず）に支払わせる行為（いわゆる「つけ回し」）



11～17頁において禁止される行為であっても、以下の判断基準から総合的に判断し、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、許されることがあるので、疑問がある場合には倫理監督官又は各機関に置かれている倫理管理官又は分任倫理管理官に相談すること。

- ① あなたと相手方の間における職務上の利害関係の状況  
(許可の申請中か、既に許可を受けて事業を行っているかなど)
- ② 私的な関係の経緯及び現在の状況  
(利害関係者になる前から親しく付き合っていたかなど)
- ③ 両者の間において行われる行為の態様  
(高価な贈り物か、旅行の土産かなど)

# 特定の書籍等の監修料に関する規制



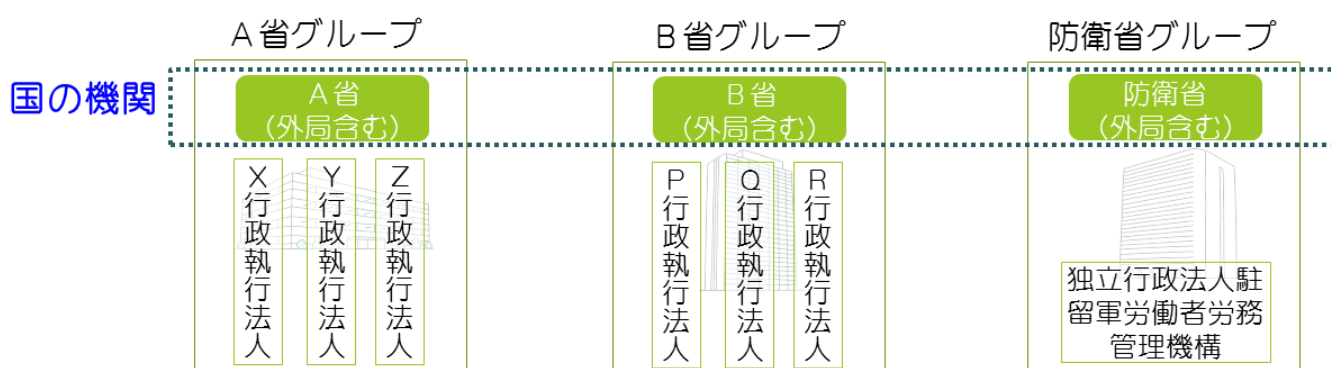
(自衛隊員倫理規程第6条)

特定の書籍等について監修料等を受領することは、国民の疑惑や不信を招くため、以下のとおり、禁止されています。

◎ 国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けてはならない。

※ 「書籍等」には、書籍、雑誌等の印刷物のほか、CD、DVD、電子書籍等も含まれる。

## 【受領が規制される範囲】



※1 国の補助金や経費で作成される書籍等  
自衛隊員は、防衛省グループ内又は国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料等を受領できない。

※2 国が過半数を買い入れる書籍等  
自衛隊員は、防衛省グループ内において、合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料等を受領できない。

## 倫理の保持を阻害する行為等の禁止

(自衛隊員倫理規程第7条)

違反行為を組織的に助長したり、真相の解明を妨害する行為を防止するため、以下の行為が禁止されています。

- 他の隊員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、その利益を受け取ったり、享受してはならない
- ※ 「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。
- ※ 「受け取り」には、必ずしも自己の所有とせず、預かり・管理することも含まれます。
- 倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司に対して、自分や他の隊員が倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の報告をしたり、隠ぺいしてはならない。
- 管理職の立場にある隊員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合は、黙認してはならない。
- ※ 「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいいます。したがって、例えば、次の行動を取った場合には黙認に当たりません。
  - 自ら当該隊員を指導した場合
  - 倫理監督官に報告した場合
  - 違反通報窓口等に通報した場合

## 1万円を超える飲食の事前届出

(自衛隊員倫理規程第8条)

- ◎ 自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える(税・サービス料を含む。)場合は倫理監督官へ事前に届け出なければならない。

ただし、やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければならない。

※ 「やむを得ない事情」

- ・ 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
- ・ 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合

○ 「利害関係者との飲食の届出書」の様式は、[102頁](#)を参照して下さい。

- 一次会と二次会があり、それぞれ単独では1万円を超えないが、両方を合計すると1万円を超えるような場合には、届出が必要です。

以下の場合には、この届出は必要ありません。

☆ 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をする場合

☆ 私的な関係のある利害関係者と共に飲食する場合であって、自分又は私的な関係のある利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合  
(社会通念上相当と認められる程度を超えて費用負担を受けることはできません。([16頁](#)))

## 講演等・出版物への寄稿等に関する規制

(自衛隊員倫理規程第9条)

◎ 利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得ることが必要です。

※ 「講演等」とは、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ・テレビの放送番組への出演をいう。

◎ 利害関係者から依頼されたものであっても報酬を受けないものや利害関係者でない者から依頼されて報酬を受けるものについては倫理監督官の承認は必要ありません。(利害関係者でない者から依頼された講演等の報酬が5千円を超える場合は贈与等報告書の提出が必要である。)

◎ 隊員が利害関係者から受ける報酬に関して倫理監督官が定める基準は以下のとおりである。

区 分		報 酬
講演・討論等	1時間当たりの金額	20,000円
著述等	400字詰め原稿用紙1枚当たりに換算した金額	4,000円

[\(自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省本省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について\(通達\)\(防人1第3856号。12.6.22\)\)](#)

※ 講演等に係る交通費及び資料代等の実費分として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

※ 講演等又は原稿料等の内容の高度の専門性等に鑑み、上記基準によりがたい場合は倫理監督官が個別に判断する。

◎ 講演等の承認に当たっての留意事項

(1) 次に掲げる事項を勘案し、講演等を行うことが、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないようにすること。

- ① 講演等の依頼元である利害関係者との職務上の利害関係の状況や当該利害関係者からの依頼の頻度
- ② 講演等による職務の遂行への支障や職務遂行の能率への影響の有無

(2) 次の事項の報酬を受けないようにすること。

- ① 講演等の打合せ時間
- ② 講演等のための準備資料や配付資料等
- ③ 講演等の関係者との懇親等を目的とする意見交換会への参加
- ④ 講演等の関係者のみによる会議で、その内容が発表されないものへの参加

(3) 報酬は、講演等の対価として支払われるものとし、税相当額を含むものとする。

○ 「利害関係者の依頼に応じて行う講演等承認申請書」の様式は、[103頁](#)を参照して下さい。



<講演等を行うに当たっての留意事項>

- 隊員が職務に関して贈物又は謝礼を受けることは、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第10条第2号において禁じられている。
- 利害関係者以外の者からの依頼であっても社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた場合は、自衛隊員倫理規程第5条第1項違反となる。
- 講演等の依頼を受けた場合は、公務で行うべき内容か私的に行うのか判断する。

## 立食パーティーにおける価額の算定方法

(自衛隊員倫理規程第11条第2項第3号)

◎ 立食パーティーに招待され、飲食物の提供を受けた場合には、原則として、以下の算定方法により、贈与を受けた金額を計算し、5千円を超える場合、部員級以上の隊員は、贈与等報告書の提出が必要となります。

- 主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額
- 店側へ総額を確認し、出席者数で等分した価額
- 招待を受けた者以外に、会費を支払っている者がいる場合は、当該会費

※ 乾杯のみで退席したような場合は、社会通念上、供応接待になるとは考えにくく、また、金額的にも5千円を超えるとは考えにくいことから、贈与等報告書の提出の必要はありません。





## 倫理ホットライン

- ◎ 倫理法等違反の早期発見と未然防止のため、倫理法等に関する違反行為に関する情報を広く受け付ける通報窓口（倫理ホットライン）を設置しています。また、通報以外にも倫理法等に関する問合せも受け付けております。
- ☆ 受付の対象となる通報は、この教本にあるルールに反すると疑われる行為です。
- ※ 一般サービスに関する非違行為（セクハラ、秘密漏洩、職務怠慢、暴言など）については、このホットラインでは対応することができませんので、所属の人事担当部署や他のホットライン、公益通報窓口、部外の公益通報窓口などに連絡してください。
- ☆ 匿名での通報も可能です。ただし、違反行為に該当するものの調査の正確を期すため、詳細を確認させていただくために連絡先（電話、メールアドレス）を伺う場合もあります。
- ☆ ホットラインに連絡したことのみをもって、人事上不利益な取扱いを受けることはありません。
- ◎ 違反行為が深刻な事態になる前に早期発見し、対応することで違反行為に対する抑止及び公務に対する信用失墜の程度を最低限に抑えることとなります。

通報することに対して抵抗があるかも知れませんが、国民からの信頼確保のために違反行為を見かけたら通報してください。

### 倫理法等違反通報窓口（倫理ホットライン）

電話：03-3268-3111（内線20719）

03-5261-0164（直通）

（土・日・祝日を除く1000～1900）

メール：[rinri-tshou@mod.go.jp](mailto:rinri-tshou@mod.go.jp)

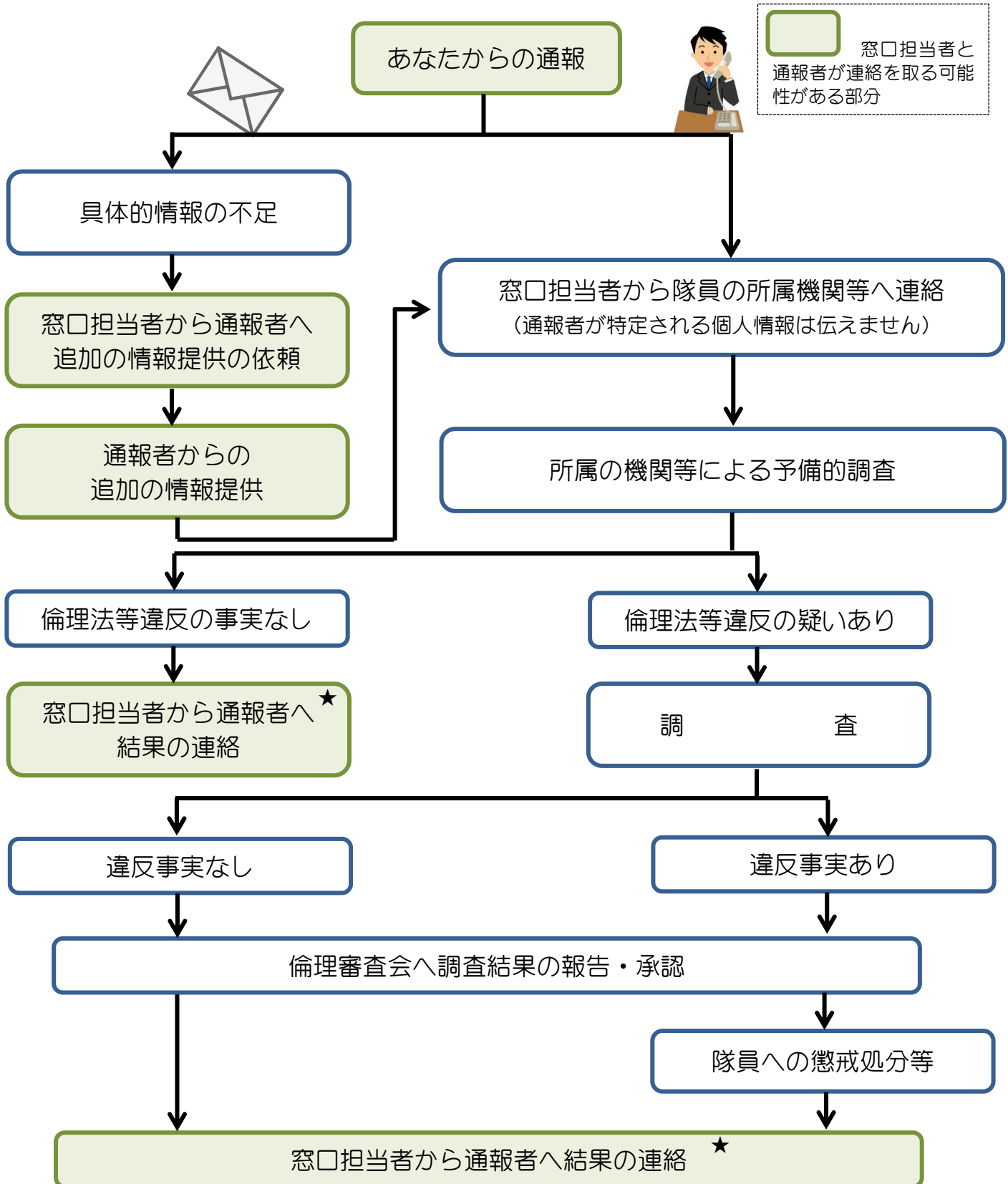
郵送：〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

自衛隊員倫理審査会 宛

- 「通報を受けた場合の流れ」は、[25頁](#)を参照して下さい。

# 通報を受けた場合の流れ

ご希望がある場合には通報者が特定されないように細心の注意を払い対応します。



★は匿名等で連絡先が分からない等で連絡できない場合があります。

## 懲戒基準

◎ 隊員が、倫理法又は倫理規程に違反した場合、次表の基準により、懲戒処分に付されることとなります。

No	違反行為	懲戒処分の種類				
		免職	降任	停職	減給	戒告
1	各種報告書等（贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等）を提出しないこと					○
2	虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出すること				○	○
3	利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	○	○	○	○	○
4	利害関係者から不動産の贈与を受けること	○	○	○		
5	利害関係者から金銭の貸付けを受けること				○	○
6	利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること				○	○
7	利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること			○	○	
8	利害関係者から無償で役務の提供を受けること	○	○	○	○	○
9	利害関係者から未公開株式を譲り受けること			○	○	
10	利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること				○	○
11	利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること				○	○
12	利害関係者から海外旅行の接待を受けること			○	○	○
13	利害関係者から国内旅行の接待を受けること				○	○
14	利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）					○
15	利害関係者と共に旅行をすること（旅行の接待を受ける場合を除く。）					○
16	利害関係者をして第三者に対し3～15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	○	○	○	○	○
17	利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること				○	○
18	利害関係者につけ回しをすること	○	○	○	○	
19	利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること				○	○
20	補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	○	○	○	○	○
21	他の隊員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	○	○	○	○	○
22	倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること			○	○	○
23	部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること			○	○	
24	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと					○
25	自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること				○	○
26	倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと				○	○

（注）この表は基本となる懲戒処分の基準を示したものであり、行為の態様等によりこの基準よりも重い懲戒処分又は軽い懲戒処分に付されることがある。

根拠：自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の規準に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第81号）

## 主要質疑応答集

<u>自衛隊員倫理規程第5条第1項の留意点</u>		29
1	<u>利害関係者</u>	30
	<u>防衛省内部での関係</u> (問1)	…30
	<u>事業者等の定義等</u> (問2～問4)	…30
	<u>政治家との関係</u> (問5)	…31
	<u>報道関係者との関係</u> (問6)	…31
	<u>補助金等交付の相手方との関係</u> (問7)	…31
	<u>不利益処分</u> (問8)	…31
	<u>契約に関する事務</u> (問9～問12)	…32
	<u>海外の企業等</u> (問13)	…32
	<u>他国の軍人との関係</u> (問14)	…33
	<u>職務として携わるとは</u> (問15)	…33
	<u>事業者との関係</u> (問16～問20)	…33
2	<u>利害関係者との間における禁止行為</u>	35
◆	<u>金銭・物品等の贈与</u>	35
	<u>土産等の取扱い</u> (問21)	…35
	<u>祝儀関係</u> (問22、問23)	…35
	<u>香典等関係</u> (問24～問30)	…36
	<u>その他</u> (問31～問36)	…37
◆	<u>役務等の提供</u>	38
	<u>タクシー等</u> (問37～問40)	…38
	<u>研修参加</u> (問41)	…40
	<u>物品の使用</u> (問42)	…40
	<u>個室の使用料</u> (問43)	…40
◆	<u>未公開株</u> (問44、問45)	…41
◆	<u>ゴルフ・遊技・旅行</u>	41
	<u>利害関係者と「共に」の意味</u> (問46)	…41
	<u>ゴルフ関係</u> (問47～問50)	…42
	<u>遊技関係</u> (問51～問53)	…43
	<u>旅行関係</u> (問54～問56)	…44
◆	<u>第三者に利益を受けさせる行為</u> (問57)	…44
◆	<u>飲食関係</u>	45
	<u>職務として出席した会議</u> (問58～問60)	…45
	<u>「多数」の概念</u> (問61)	…45

## 主要質疑応答集

	<a href="#">立食パーティー関係</a> (問 62～問 64)	・・・46
	<a href="#">会議における簡素な飲食</a> (問 65、問 66)	・・・47
	<a href="#">自己負担による飲食</a> (問 67～問 69)	・・・47
	<a href="#">利害関係者以外の者の負担の飲食関係</a> (問 70)	・・・48
	<a href="#">私的関係のある利害関係者との飲食</a> (問 71)	・・・49
	<a href="#">葬式におけるふるまい飲食</a> (問 72)	・・・49
	<a href="#">他省庁との関係</a> (問 73)	・・・49
	<a href="#">政治家との飲食</a> (問 74)	・・・49
	<a href="#">その他</a> (問 75、問 76)	・・・50
◆	<a href="#">講演等関係</a> (問 77～問 80)	・・・51
3	<a href="#">禁止行為の例外</a>	53
	<a href="#">私的な関係</a> (問 81～問 84)	・・・53
4	<a href="#">利害関係者以外の者等との間における禁止行為</a> (問 85～問 95)	・・・54
5	<a href="#">特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止</a> (問 96、問 97)	・・・62
6	<a href="#">利害関係者と共に飲食をする場合の届出</a> (問 98～問 100)	・・・63
7	<a href="#">報告関係等</a>	64
	<a href="#">贈与等の報告</a> (問 101～問 120)	・・・64
	<a href="#">海外にいる隊員への適用</a> (問 121)	・・・68
	<a href="#">講演等に関する規制</a> (問 122、問 123)	・・・68

## 自衛隊員倫理規程第5条第1項の留意点

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第五条 自衛隊員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 (略)

《規程違反か否かの判断について》

利害関係者以外の者からの利益供与を受けた場合に自衛隊員倫理規程第5条第1項に違反するか否かについては、その個別具体的な利益供与における〈原因・理由〉、〈対象者の範囲〉、〈額〉、〈頻度〉、〈相手との関係性〉等の留意事項を総合的に勘案して判断することとなる。

### 【主な留意点】

- 利益供与の原因・理由について  
利益供与の原因・理由に相当性があるか  
(相当性が認められる場合)
  - ・透明性が確保された方法で利益が供与されており、相当性が客観的に明らかであるとき
  - ・儀礼的な会合に招待されたもので、国民の疑惑や不信を招くようなものではないとき
  - ・職務として必要であると判断されたもので、個人的に利益供与を受けないなど国民の疑惑や不信を招くものではないとき
- 利益供与の対象者の範囲について  
利益を受ける対象が、自衛隊員のみなのか、あるいは広く一般に供与されるものなのか
- 利益供与の額について  
利益供与を受ける額が、高額過ぎないか
- 利益供与の頻度について  
利益供与は1回限りか。繰り返し受けるのか
- 利益供与の相手との関係性について  
現時点では利害関係がないとしても、頻繁に契約の相手方となっているなど、国民の疑惑や不信を招くような近しい関係はないか

## 1 利害関係者

### 【防衛省内部での関係】

問1 防衛省の内部では利害関係は成立しないという整理でよいのか。

答 基本的に隊員同士は利害関係者にはならない。なお、いわゆる官官接待等隊員同士で供応接待等を行うことは、隊員として相応しくない行為として服務規律違反に該当し得ることに留意する必要がある。

### 【事業者等の定義等】

問2 倫理法第2条第4項で規定されている「事業者等」には地方公共団体は含まれるのか。また地方公共団体の首長、議会議員はどうか。

答 地方公共団体も「事業者等」に含まれ、地方公共団体の首長、議会議員は、地方公共団体の利益のためにする行為を行う場合は、「事業者等」とみなされる。

問3 倫理法第2条第4項で規定されている「事業者等」には、営利を目的としない公益法人も含まれるのか。

答 「事業者等」には営利を目的としない公益法人も含まれる。

問4 倫理法第2条第5項で規定されている役員、従業員等が、事業者等の利益のためにする行為とは、どのような場合を指すのか。

答 ① 役員が、役員名により贈与等を行っている場合  
② 役員が、役員名を用いずに、贈与等を行っている場合であっても、当該役員の会社と防衛省との関係、当該役員と隊員との関係、当該贈与等の内容等から、当該贈与等が事業者等の利益のために行われていることが明らかかな場合  
③ 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにして贈与等を行っている場合  
④ 役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにしないで贈与等を行っている場合でも、当該従業員等の会社と防衛省との関係、当該従業員等と隊員との関係、当該贈与等の内容等から、当該贈与等が事業者等の利益のために行われていることが明らかである場合

## 【政治家との関係】

問5 政治家が事業も行っている場合は利害関係者に含まれるのか。

答 一般的には政治家は利害関係者には該当しないが、政治家が事業者等として隊員と接触する場合には、政治家も当該事業に係る許認可、補助金等の交付等の事務に携わる隊員の利害関係者となる。

## 【報道関係者との関係】

問6 報道関係者は利害関係者に含まれるのか。

答 一般的には取材活動をしている記者は利害関係者には該当しないが、政府広報の受注の事務に携わる報道機関の者は、当該政府公報の契約に関する事務等を行う隊員にとって利害関係者に該当する場合もある。

## 【補助金等交付の相手方との関係】

問7 間接補助金等の交付を受ける者のうち、国から補助金等を交付される者（補助事業者等）から直接、間接補助金等の交付を受ける者は利害関係者に含まれるのか。

答 補助金が対象とする事務・事業の性格上、自らへの間接補助金等の交付が見込まれるとして、国に対し補助事業者等へ補助金が交付されるよう働きかける場合も考えられ、利害関係者に含まれる。

## 【不利益処分】

問8 倫理規程第2条第1項第3号で規定している不利益処分の範囲については、行政手続法第3条により特定の行政分野の特殊性から同法の適用が除外される分野も含めると解釈でよいのか。

答 そのような解釈でよい。行政分野の特殊性に応じた独自の手続によることとされているもの、また、行政分野の特質上、一般的な手続を執ることになじまないものとして行政手続法の適用除外とされている分野の不利益処分の名あて人となる事業者等又は特定個人（事業を行っていない個人）が、国に対し働きかける場合も考えられるからである。



## 【契約に関する事務】

問 9 契約内容を実質的に決定し得る立場にある隊員は、倫理規程第 2 条第 1 項第 5 号の「契約に関する事務」に携わる隊員に該当するのか。

答 該当する。契約に関する事務に携わる隊員は、必ずしも会計事務担当の隊員に限られず、当該契約内容を実質的に決定し得る立場にある隊員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となる。

問 10 契約履行の監督、検査の事務も倫理規程第 2 条第 1 項第 5 号の「契約に関する事務」に該当するのか。

答 該当する。したがって、これらの事務に携わる隊員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となる。

問 11 部隊 A の長は隷下部隊 B における契約に関する権限を持っていないが、部隊 B において契約をしている事業者は、部隊 A の長にとって、利害関係者に該当するのか。

答 該当する。会計法上の契約の権限の有無にかかわらず、行政組織上、部隊の事務を掌理するといった所掌事務がある場合には、全ての隷下部隊において契約関係にある事業者等は利害関係者となる。

問 12 用地交渉のように国の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなるのか。

答 契約のための交渉から契約締結までの間は利害関係者には該当せず、契約の締結から債権債務関係の終了までの間、利害関係者に該当することとなる。

## 【海外の企業等】

問 13 海外の事業者、個人も利害関係者に含まれるのか。

答 倫理規程第 2 条第 1 項に規定する利害関係者に該当する場合、海外の事業者、個人も利害関係者に含まれる。ただし、外国政府、国際機関又はこれらに勤務する者は基本的には除かれる。

## 【他国の軍人との関係】

問 14 他国の軍人は利害関係者に含まれるのか。

答 他国の軍人は倫理規程第2条第1項において利害関係者から除外されている外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者に該当し、基本的には利害関係者に含まれない。

## 【職務として携わるとは】

問 15 倫理規程第2条第1項には「隊員が職務として携わる」とあるが、意思決定に携わらない官職、例えば総務課長などは形式上契約に関与していても、相手方と利害関係にはないと解釈してよいか。

答 どのような立場で総務課長が関与しているかによるが、形式上契約に関与していれば相手方は利害関係者に該当する。

## 【事業者との関係】

問 16 契約を締結した事業者の下請企業や孫請企業は利害関係者には含まれないと解釈してよいか。

答 基本的には含まれないが、「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」に該当して利害関係者となる場合もある（親会社のために接待をする場合等）。

問 17 共同研究契約を特殊法人あるいは公益法人等と結んだ場合、その相手方は利害関係者に該当するのか。研究者は利害関係者には含まれないとして、契約担当者間では利害関係は発生するのか。無償契約の場合はどうなるのか。

答 契約の事務に携わる隊員にとって、契約先機関の契約事務担当者は利害関係者に該当する。研究者は、契約事務に携わっていなければ利害関係者には該当しない。契約の有償、無償は問わない。

**問 18** 利害関係者に該当する事業者の中でも、営業部門と契約部門等、部門によって利害関係者かどうか分けて判断することは可能なのか。

**答** 利害関係者である企業の全従業員が利害関係者になるわけではなく、隊員の職務に関係する部門の従業員が当該隊員の利害関係者となる。

**問 19** 問屋であるA社からB社の物品を購入している場合、契約事務担当と契約関係にあるのはA社であるが、B社の製品を売り込みに来るB社の営業担当者は契約事務担当の隊員にとって利害関係者に該当するのか。

**答** 自社の製品の売り込みのために契約事務担当の隊員に接触するB社の営業担当者は、契約当事者であるA社の利益のために行為を行っているものであるから、契約事務担当の隊員にとっての利害関係者に該当する。

**問 20** 当省が使用している機械について、その製造業者とは契約を締結しておらず、購入・修理等全ての契約の相手方は別企業の場合、隊員にとって当該製造業者は利害関係者に該当するのか。

**答** 製造業者がただちに利害関係者に該当するわけではないが、当該製造業者が利害関係者に該当する企業の利益のために行動する場合は利害関係者に該当する。

## 2 利害関係者との間における禁止行為

### ◆ 金銭・物品等の贈与

#### 【土産等の取扱い】

問 21 部隊等の長が利害関係者が持参した土産等を受領し、各隊員に配布した場合、倫理規程上の取扱いはどのようになるのか。

答 部隊等の長が利害関係者から物品の贈与を受けることは、組織の長への贈与とみなされ、部隊等の長は倫理規程に違反したこととなる。また、配布を受けた隊員についても部隊等の長が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながらその利益を受け取ったり、享受することは倫理規程違反となる。

#### 【祝儀関係】

問 22 隊員の婚約者が勤めている会社とその隊員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀を受け取ることは可能か。

答 婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀は、通常隊員への贈与ではなく婚約者への贈与と考えられるため、祝儀に名を借りて隊員に法外な金額を渡すものでない限りは、受領して差し支えない。

問 23 隊員が結婚披露宴を行う際、その父との関係に基づき出席した者（隊員にとっては利害関係者）から祝儀は受け取ることができるか。また、この場合に贈与等報告書を提出する必要はあるか。

答 父との関係に基づき祝儀が出された場合、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められる。また、利害関係者が個人として持参した祝儀であれば、報告の必要はない。ただし、事業者等として持参した祝儀は、報告の必要がある。

## 【香典等関係】

**問 24** 利害関係者から香典返しを受領することは認められるか。

**答** 一般的な香典返しの範囲内であれば、利害関係者からでも受領することは認められる。

**問 25** 死亡した隊員の遺族が隊員の利害関係者から香典を受け取ることは、禁止行為に該当するのか。

**答** 倫理規程の適用を受けるのは隊員に限られることから、遺族が香典を受け取ることは倫理規程に違反することとはならない。

**問 26** 隊員の親が亡くなり死亡広告が新聞に載った場合、一般的つきあい（顔見知り程度）があれば、1,000円程度の少額の香典を出す風習があるが、当該香典を利害関係者から受け取ることも禁止されているのか。

**答** 利害関係者から香典を受け取ることは、金額の多寡を問わず禁止されている。

**問 27** 隊員の親が防衛省と契約のあるA社で勤務していた場合において、親の葬式の際にA社が加盟している組合の者（隊員にとっては利害関係者に当たる。）から香典が贈られた場合はどう考えるか。

**答** 当該香典が誰に向けて出されたものか、また、親との関係に基づき出されたものといえるのか、それとも隊員との関係に基づいて出されたものなのかなど、個別の事例に則して判断する必要がある。

**問 28** 葬儀の際、利害関係者から弔電を受け取ることは禁止されるのか。

**答** 弔電を受け取ることは物品の贈与を受けることには該当しないと解されるので、倫理規程の禁止行為には該当しない。

**問 29** 葬儀の際、利害関係者の負担により葬儀会場に花輪が用意されている場合、花輪自体は儀礼として会場に用意されるものであること、葬儀の終了と共に撤去され何ら遺族の財産上の利益にならないものであることから、贈与には当たらないものと解釈してもよいか。

**答** 隊員が利害関係者から物品を受け取ることは、財産上の利益に関係なく禁止されており、花輪の提供を受けることは禁止されている。

**問 30** 利害関係者から会葬御礼として品物を受領することは認められるか。

**答** 会葬に参加した全員に配布されるものであれば、記念品に準ずるものとして受領しても差し支えない。

### 【その他】

**問 31** 利害関係者である公益法人から正式な寄附手続きを経て物品（約100万円相当）を收受する場合は、倫理規程で禁止されている利害関係者からの物品の贈与を受けたことにはならないと解釈してもよいか。

**答** 正式な寄附手続きに則り、組織として寄附を受けるものであることから、隊員個人が利害関係者から贈与を受けたことにはならない。

**問 32** 利害関係者から物品が送られてきたので返送したが、相手方が不在で連絡がつかず、配送業者が当方に再度配達してきた。この物品はどのように取扱えばよいか。

**答** いったん返送したことをもって必要な措置は講じたものと考えられるため、適宜処分して差し支えないが、処分せざるを得なかった事情を速やかに倫理監督官等に報告する。（処分には、食することも含まれる。）

**問 33** 利害関係者から物品が郵送されてきたが、返送すると相手に失礼だと思って受領し、後日、同額程度の物品を購入してお返しとして、当該利害関係者に郵送した場合、倫理規程上の問題はるか。

**答** 後日、同額相当の物品を送付したり、相当の金額を支払ったとしても、倫理規程上の禁止行為である利害関係者から物品の贈与を受けることに該当する。利害関係者から送られた物品は返送しなくてはならない。

**問 34** 利害関係者に該当する民間企業が記念事業として作成した非売品の書籍及び記念切手（1,000円程度）とポストカードのセットを官公庁、企業、学校等に配布する場合、これを受け取ることは可能か。

**答** 広く一般的に配布しているものであり、受け取ることは可能である。

**問 35** 利害関係者に該当する事業者から、付属品（漆塗りの箱等）付きの祝電（電報料プラス5,000円の付属品）を受け取ることは可能か。

**答** 祝電又は弔電を受け取ることは物品の贈与を受けることには該当しないため、電報の付属品が本問程度のものにとどまる限り、利害関係者からであっても、これを受け取って差し支えない。ただし、付属品が5,000円を超える経済的な価値があると思われるときは、贈与等報告書を提出する必要がある。

**問 36** 民間企業が、国、県、市、企業、マスコミなど数千組を招待して行うイベントの招待券（入場券・食事券で非売品）が当該民間企業から数名の隊員に送られてきた場合、当該民間企業と利害関係に該当する隊員は、招待券を受領することは可能か。また、受領して差し支えない場合、招待券が5,000円を超える内容と思われるときは、贈与等報告書を提出する必要があるか。

**答** 当該招待券は、広く一般に配布されているものと解することができることから受領して差し支えないが、5,000円を超えると思われるときは、贈与等報告書を提出する必要がある。

## ◆ 役務等の提供

### 【タクシー等】

**問 37** 職務として出席した利害関係者の事務所での打ち合わせが長引き深夜に及んだ場合、利害関係者からタクシーの提供を受けることは倫理規程の禁止行為に該当するのか。

**答** 打ち合わせが長引き深夜に及んだ場合であっても、利害関係者が隊員のために特別に用立てたタクシーを利用したり、タクシー券の提供を受けたりすることは倫理規程の禁止行為に該当する。

**問 38** 隊員が、利害関係のある民間企業を訪れた際、帰りに駅まで、偶然同方向に用務があるその企業の従業員が乗るタクシーに便乗することは、倫理規程に違反するのか。

**答** 隊員は出張に当たり、必要な旅費を支給されているため、出張中の移動は自らの負担で行うことが原則となる。ただし、当該隊員のためにわざわざ便宜を図るものでなく、たまたま利害関係者が利用するタクシーが隊員と同じ目的地に行く場合や隊員の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者に新たな追加負担もかけないときには、便乗しても問題はない。

**問 39** 艦船建造等の契約履行の確認のため公共交通機関の便数が少ない僻地にある造船所に赴く場合に、当該造船所が用意した業務車を使用することは可能か。

**答** 造船所等の周囲の交通事情等から限られた時間で職務を円滑に遂行するためやむを得ない場合には、当該造船所等が業務・通勤等に日常的に使用している車両に限り使用しても差し支えない。

**問 40** 監査で利害関係者の事業所を訪れる際に、監査に立ち会うためにその事業所に赴くこととなった本社の従業員が乗るタクシーに便乗することは可能か。

**答** 利害関係者から無償で役務の提供を受けることは禁止されているところ、例外として利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の新たな追加的負担がないときは、そのタクシーに同乗しても問題ないが、この場合、隊員の職務の遂行に伴い、利害関係者が隊員と同じ目的地に移動する必要性が生じているもので、たまたま同じ目的地に行く場合には該当しないことから、倫理規程の禁止行為に該当する。

こうした場合、タクシーの料金を割り勘（乗車人数で頭割り）にするなど、応分の自己費用を負担することで、当該タクシーに同乗することは認められる。



## 【研修参加】

問 41 民間企業が開催する研修会に当該民間企業と利害関係者にあたる隊員を研修の一環として参加させる場合、当該研修会に当該隊員を無料で参加させることは可能か。

答 隊員が参加する研修を公務として取り扱うのであれば、無料で参加しても差し支えない。

## 【物品の使用】

問 42 職務として利害関係者を訪問した時に当該利害関係者から提供される物品を使用することは許されるとのことだが、それらの物品とは具体的にはどのようなものか。

答 利害関係者から提供される物品を使用することが許されるものとは、職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度のものである。具体的には、文房具などの事務用物品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用などが挙げられる。

## 【個室の使用料】

問 43 利害関係者と昼食（一人当たり 2,000～3,000 円程度）を兼ねて意見交換を行うこととなった。飲食の費用は割り勘とするが、他人に話の内容を聞かれないため、個室を借りる予定である。その際、部屋の使用料 1 万円を利害関係者が支払うと、倫理規程上問題があるか。

答 飲食に必要な場所代である部屋の使用料を利害関係者が負担することは、利害関係者から無償で役務の提供を受けることとなり、禁止行為に該当する。  
しかし、個室使用料を含めた飲食の費用を割り勘とする場合には、倫理規程上問題はない。

## ◆ 未公開株

**問 44** 利害関係者に該当する株式会社（株式未公開）から新株を譲り受けることは、倫理規程上の禁止行為に該当するか。

**答** 原則として利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止行為に該当する。

ただし、公募の場合及び株主割当による新株発行の場合は、一般の者と同じ条件で募集に応じるものであったり、他の株主と同じ条件で割当を受けるものであったりすることから、禁止行為に該当しない。

**問 45** 隊員が利害関係者に該当しない共同研究の相手方企業（株式未公開）から新株予約権を取得し、その権利を行使しないうちに当該相手方企業との間にたまたま利害関係が生じた場合、新株予約権の権利行使をすることは倫理規程上の禁止行為に該当するか。

**答** 権利を行使しないうちに当該相手方企業との間にたまたま利害関係が生じた場合は、倫理規程上の禁止行為には該当しない。

## ◆ ゴルフ・遊技・旅行

### 【利害関係者と「共に」の意味】

**問 46** 遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者と『共に』」の意味するところは何か。

**答** 隊員が利害関係者と当該行為を行う意図を共有して行うことを意味する。典型的な形態としては、当該隊員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うことがこれに該当するが、隊員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該隊員と当該利害関係者とがお互いが参加することをはっきりと認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれる。

他方、隊員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該隊員と当該利害関係者とが認識したような場合は、隊員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しない。

## 【ゴルフ関係】

**問 47** 会員となっているゴルフクラブでプレーする際、当初から同じ組でプレーすることを申し合わせていることがない場合において、利害関係者に該当する会員とゴルフクラブの指定により、たまたま同じ組になりプレーすることは可能か。

**答** 当初から同じ組でプレーすることを申し合わせていることがなく、利害関係者に該当する会員とゴルフクラブの指定により、たまたま同じ組になりプレーすることはやむを得ない場合であり可能である。

**問 48** 所属部局のOB会のゴルフコンペ（費用：自己負担）が30～40人規模で開催される。職員にとって利害関係者に該当するOBが数名参加する予定であるが、このようなゴルフコンペに参加することは倫理規程の禁止行為に該当するのか。

**答** 利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、お尋ねのようなゴルフコンペに参加することは、倫理規程の禁止行為には該当しない。

本件は、OB会の一形態としてゴルフコンペが開催されるものであり、職員も利害関係者も職場の元同僚の立場で参加することが明らかであること、参加者が30～40人と多数であってそれに含まれる利害関係者が少数であることから、利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、国民の疑惑や不信を招くおそれはなく、倫理法の趣旨に照らせば、倫理規程上の禁止行為には該当しない。

**問 49** 同郷の者が広く会員となっている団体（県人会、同郷会等）のゴルフコンペ（参加者が多数で利害関係者に該当する会員が数名の場合）で、たまたま利害関係者に該当する会員と同じ組になりプレーすることは可能か。

**答** 同郷の者が広く会員となっている団体（県人会、同郷会等）が行うゴルフコンペにおいて、参加者が多数（30人以上）でそのうち利害関係者に該当する会員が数名（4～5人程度）の場合、抽選等により、たまたま利害関係者に該当する会員と同じ組になりプレーすることは、やむを得ない場合であり可能である。

**問 50** 同じ年に入省した職員有志によるゴルフコンペが企画されている。当該コンペには、現役の当省職員3名、特別職1名、OB6名の計10名が参加する。(OBは、民間企業や公益法人に再就職し、役員や理事等の役職に就いている。)これまで同期が集まって飲み会を実施していたが、ゴルフコンペは今回が初めてである。

現役職員のうち1名にとってOB4名が利害関係者に該当するが、同期により開催する当該コンペにおいて、当該職員が利害関係者ととともにゴルフを行うことは可能か。

**答** 当該ゴルフコンペに参加することは、倫理規程第3条第1項第7号の禁止行為に該当する。

本件コンペは、同期入省者が親睦を深めるために行うものであるが、①OBは利害関係者に該当する法人等において役員等の高い地位にあること、②参加者が10名と少なく、当該職員にとって参加者10名中4名という高い割合で利害関係者に該当することを考慮すれば、当該コンペにおいて職員が利害関係者と共にゴルフを行うことは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとはいえない。

## 【遊技関係】

**問 51** 利害関係者とのゴルフは禁止となっているが、他のスポーツ(野球など)であれば禁止とはならないのか。

**答** ゴルフ以外のスポーツを利害関係者と共にすることは禁止されていない。ただし、例えば利害関係者と共に野球などを行う際にグラウンド等の借料を利害関係者に負担させたりすることは禁止されている。

**問 52** 倫理規程第3条第1項第7号で禁止されている利害関係者と共にする「遊技」とは具体的に何か。

**答** マージャン、ポーカーなどである。

**問 53** 「遊技」の概念について、ソフトボール、ボウリングは含まれないと解釈してよいのか。

**答** そのように解釈してよい。

## 【旅行関係】

問 54 契約を担当する部署の職員の有志が、自己費用負担による旅行会を毎年実施しているが、今年は、前年度にこの部署に在籍していたOB職員にも声をかけて、この部署に所属している職員7名及びOB職員3人の合計10人で行う予定である。OB職員のうち1名は、現在、この部署が契約を行っている企業の担当者であり、職員にとって利害関係者に該当する。旅行は、2泊3日で、国内ビーチリゾートでレジャー、観光を行い、旅行行程中はずっと行動を共にする予定であるが、利害関係者を含むメンバーでこの旅行を行って差し支えないか。

答 利害関係者を含むメンバーで旅行することとなるので、倫理規程の禁止行為に該当する。

問 55 利害関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とは、どのような場合か。

答 出張命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要な場合である。

問 56 OBと職員とで結成している野球チームが試合のため、泊まりがけで遠征することになった。OBの中には利害関係者に該当する者が含まれているが、この遠征に参加することは、「利害関係者と共に旅行すること」に該当するのか。

答 職員と利害関係者は、遠征先まで同行し、現地で共に一泊し、遠征先からの帰路も同行することとなることから、当該遠征への参加は、倫理規程第3条第1項第8号の「利害関係者と共に旅行すること」に該当する。

### ◆ 第三者に利益を受けさせる行為

問 57 利害関係者に要求して自分の知人等に利益を受けさせる行為は禁止行為であるが、それは利害関係者に要求した時点で違反となるのか。それとも、利害関係者に要求し、その結果第三者が利益を受けた時点で違反となるのか。

答 利害関係者に要求して、その結果第三者が当該利害関係者から利益を受けた時点で違反となる。

## ◆ 飲食関係

### 【職務として出席した会議】

問 58 ①倫理規程第3条第2項第5号の「職務として出席した会議その他の会合」と②同項第7号の「職務として出席した会議」には、どのような違いがあるのか。

答 ①の「会議その他の会合」には、②の「会議」に限らず、職務として利害関係者に会うような場合が広く含まれる。例えば、職員が打合せのためではなく、単に挨拶することを目的として利害関係者を訪れた場合でも、それが職務として行われた場合は、①の「その他の会合」に該当する。

②の「会議」は、「〇〇会議」と名称の付いたもののほか、会議に準じた職務上の集まりをいう。(立入検査、監査等は、「会議」とは取り扱っていない。)

問 59 講演を行うため、又は講演を聴いて意見交換を行うために、職務として出席した会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすることは、「職務として出席した会議」に該当するものとして解してよいか。

答 そのように解して差し支えない。

問 60 利害関係者が出席して行われる会議の際、当該利害関係者が手土産として持参する菓子折は、禁止行為の例外である「茶菓の提供」に該当するか。

答 菓子折が会議等の場で開けられて出席者全員で食べることを目的とし、一人あたりの単価がケーキ程度(300円程度)であれば「茶菓の提供」として扱って差し支えない。

### 【「多数」の概念】

問 61 例外として利害関係者から飲食物の提供を受けることが許される「多数の者が出席する立食パーティー」の「多数」とは何人くらいを指すのか。

答 「多数の者が出席する立食パーティー」における「多数」とは、20人程度以上を指す。

## 【立食パーティー関係】

問 62 立食パーティーにも提供される飲食物の費用に幅があると思うが、その点は制限されていないのか。また、受領が認められている記念品についても同様の問題があると考えられるが、どうか。

答 多数の者が出席する立食パーティーであれば、提供される費用の多寡は問わない。利害関係者からの記念品についても、当該パーティーの参加者全員に配布されるものを受け取るのであれば、問題はない。

なお、自らが飲食した飲食物又は贈与を受けた記念品の価格が5,000円を超えるときは、部員級以上の隊員は贈与等報告書を提出する必要がある。

(※ 立食パーティーに招待された際に受けた飲食物の価額の算定方法については、[23頁](#)を参照)

問 63 出席者の殆どが利害関係者であるような立食パーティーであっても、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められるのか。

答 多数の者(利害関係者以外の者を含む。)が出席する立食パーティーの場合、出席者の構成に関わらず、利害関係者からの飲食物の無償提供を受けること(無償提供を含む。)や記念品を受け取ることは許される。

しかしながら、出席者の殆どが隊員と利害関係者である一企業のみ立食パーティーやパーティーの趣旨が適切でない場合等の国民より疑念や不信を招く恐れがあるものは認められない。

問 64 大広間で行われる50人以上の者が出席するパーティー(着席形式で座席指定なし)に招待されているが、そのパーティーには利害関係者も出席することが分かっている。立食パーティーではないので、出席することは倫理規程違反となるのか。

答 そのようなパーティーは立食パーティーに準ずるものと認められるので、出席することは差し支えない。

## 【会議における簡素な飲食】

**問 65** 倫理規程第3条第2項第7号で規定されている「簡素な飲食」とは、どの程度のものを想定しているのか。

**答** 倫理規程第3条第2項第7号の「簡素な飲食物」とは、一般的には2,000～3,000円の箱弁程度までを想定しているが、隊員以外の出席者の顔ぶれ、会議の会場等の事情によっては、個別に判断する余地もある。

**問 66** ある財団法人が外国政府要人（事務次官級）を招へいする。その際、実務的な意見交換のための懇親会が予定されており、当省の担当課長が招待されている。当省では、当該国との関係の重要性にかんがみこのような意見交換を行う意義は大きいと考えている。当該懇親会には財団法人幹部も同席し、出席者全員分の費用（一人当たり2万6,000円）は、当該財団法人が負担する。

当該課長にとって当該財団法人は利害関係者に該当するが、自己の費用を負担することなく出席して差し支えないか。

**答** 自己の費用を負担することなく、出席して差し支えない。

本件懇親会は、外国政府要人を迎えて行われる外交儀礼的な会合であること、省として意見交換を行うことが政策上重要であること、意見交換の内容が事務的な事項にまで及ぶと予想されるために当該課長が招待されていること、外国の事務次官級の政府要人を迎えて行う懇談会として一人当たりの費用2万6,000円はそれほど高額ではないこと、出席者全員が無料で参加することから、自己の費用を負担することなく出席しても、国民の疑惑や不信を招くおそれはなく、倫理法の趣旨に照らせば、倫理規程上の禁止行為には該当しない。

なお、本件については、贈与等報告書の提出が必要である。

## 【自己負担による飲食】

**問 67** 自己の費用を負担して、利害関係者と共に飲食を行うことは可能か。

**答** 自分で費用を負担するか、利害関係者以外の第三者が費用を負担して、利害関係者と共に飲食をすることは、職務に必要な意見交換や情報収集が積極的に行えるよう、平成17年4月から、可能となった。

ただし、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければならない。



**問 68** 会費制で、利害関係者と共に数名で飲食をしたところ、明らかに会費額よりも高いと思われる飲食やサービスの提供を受けたが、会費を支払ってさえいれば、倫理規程には違反していないといえるのか。

**答** 自己の飲食等に要した費用から支払った会費を差し引いた額について利害関係者が負担していた場合、利害関係者から供応接待を受けたことになるため、倫理規程違反となる。

この場合、精算時に内容を確認し、その場で自己の飲食等に要した費用を支払う必要がある。いずれにせよ、倫理規程上の禁止行為に該当しないよう、参加者の責任において、当該飲食等の内容を確認する必要がある。

**問 69** 利害関係者となった自衛隊OBから、昔の上司と部下の関係で、飲食をごちそうになったが、自己の飲食に要した費用を支払わなかった場合、倫理規程違反になるのか。

**答** 仕事（公務）を通じて知り合った関係は「私的な関係」ではないため、利害関係者が隊員の飲食に要した費用を負担した場合、倫理規程違反となる。

なお、OBである利害関係者以外の事業者等から5,000円を超える供応接待を受けた場合には、贈与等報告書を提出する必要がある。

### 【利害関係者以外の者の負担の飲食関係】

**問 70** 外国の大臣の来日に際し、公式日程の中で、国会議員、国の職員、民間企業役員、マスコミ関係者等数十名を招待して、在日大使館主催のディナー（一人当たり8,000円程度）が催され、当庁からも隊員が招待されている場合、その他の招待者の中に、当該隊員にとって利害関係者に該当する者がいた場合に、自己の費用を負担することなく出席することは可能か。

**答** 当該ディナーは、外国の大臣の来日に伴う公式日程の中で行われ、公的性格を有しているため、自己の費用を負担することなく、出席して差し支えない。

## 【私的関係のある利害関係者との飲食】

問 71 利害関係者に該当する者も出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないのか。

答 出席できる。会費を支払って同窓会に出席し、利害関係者である友人と共に飲食し、その費用が1万円を超える場合であったとしても、学生時代の友人は「私的な関係」に当たるので、倫理管理官等に届出をする必要はない。

## 【葬式におけるふるまい飲食】

問 72 利害関係者が喪主となっている葬式に会葬した際、ふるまいの飲食物の提供を受けることは認められるか。

答 簡素なもの（2,000～3,000円程度）であれば認められる。

## 【他省庁との関係】

問 73 隊員が、予算の査定を受ける財務省の職員や、定員の査定を受ける総務省の職員を接待する行為は倫理規程に違反するのか。

答 隊員は倫理規程には違反しないが、相手方に国家公務員倫理規程違反をもたらし、さらには国民に対する自衛隊の信用失墜行為に該当する場合がある。

## 【政治家との飲食】

問 74 隊員と政治家との飲食はどうなるのか。

答 政治家は通常は利害関係者に当たらないことから、隊員と政治家との飲食については倫理規程上特段の制限はない。

ただし、部員級以上の隊員が政治団体（政党、政治資金団体、資金管理団体その他の政治団体）の負担で飲食した場合は、1件につき5,000円を超える場合は贈与等報告の対象となる。

なお、政治家の純然たるポケットマネーによる飲食の場合は、倫理法第6条の事業者等に該当しないことから、贈与等報告は不要である。

## 【その他】

問 75 財団法人（利害関係者）が主催する「移住 100 周年記念フェスタ」に当省職員（本省課長）が招待されている。当該フェスタには当省職員のほかに、地方自治体職員や関係団体職員等合計で 110 名程度が出席する予定である。形式は、テーブルのみ指定の着座形式で、出席者は 5,000 円程度の会費を支払うが、当省職員のみ主催者である財団法人が負担する。

当省としては、意見交換を目的として職員を出席させたいと考えているが、自己の費用を負担することなく当該フェスタに出席して差し支えないか。

答 当該フェスタに出席することは、倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号の禁止行為に該当する。

本件フェスタは移住 100 周年の記念行事として多数の者が参加して行われるものであり、職員は意見交換を目的として出席するものであるが、職員のみが財団法人の負担で飲食物の提供を受けることについて合理性は認められず、自己の費用を負担することなく当該フェスタにおいて飲食の提供を受けることは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとはいえない。

問 76 ○○法人主催の新年交礼会に当省の部長が招待されている。当省としては、商工業振興の観点から、来賓挨拶及び意見交換を行う目的として同部長の代理として部課の課長等を出席させたい。

参加者は合計約 40 名だが、招待者は当省職員のみであり、その他は当該法人の会員である。交礼会は座席指定のある着席形式で行われ、当該法人の会員は会費 3,000 円を支払って参加するが、当省職員の費用については、当該法人が負担する。

職員にとって、当該法人は利害関係者に該当するが、自己の費用を負担することなく当該交礼会に参加して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく交礼会に参加することは、倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号の禁止行為に該当する。

本件交礼会は、新春を迎えるに当たって行われるものであり、職員は、来賓挨拶及び意見交換を行うことを目的として組織を代表して参加するものであるが、①当該省の職員以外に招待された者がいないこと、②当該省の職員以外の参加者全員が利害関係者であり、透明性・公開性が確保されていないこと、③無料で飲食物が提供されるのは職員のみであることから、職員が自己の費用を負担せずに当該交礼会に参加することは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとはいえない。

## ◆ 講演等関係

**問 77** 隊員が、倫理管理官等の承認を得て講演を行った際、講演の前後に、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることはできるのか。

**答** 公務として又は倫理管理官等の承認を得て講演を行った際の簡素な飲食については、職務として出席した会議における簡素な飲食物の提供に準ずるものとして取り扱って差し支えない。

**問 78** 隊員が倫理監督官等の承認を得ることなく、週末などに開催される研究会（公務外）に出席するための旅費を利害関係者から受け取ることは許されるのか。

**答** 勤務時間外に自らの意思で出席するものであることから、交通費等についても自ら負担すべきであり、利害関係者から交通費等を受け取る行為は、金銭の贈与を受けることとなり認められない。

ただし、利害関係者からの参加要請を受け、事前に倫理監督官等の承認を得て、当該会合に出席したような場合には、交通費の実費分を受け取ることは認められる。

**問 79** ある業界の慣習では、企業主催の講演会等において、講師やパネリストなどの役割がなく、単に聴講するだけの参加者に対しても、主催者側の企業が旅費を負担することがある。隊員が、利害関係者である企業が主催するこうした講演会等に参加する場合、当該企業から旅費の負担を受けても差し支えないか。

**答** 隊員が公務で出張する場合、公費をもって旅費が支給されるのが原則であるが、依頼を受けて講師を務めるなど、隊員が一定の役務を提供する場合には、先方が旅費を負担するのが妥当であると客観的に認められる場合には、先方から実費相当分の旅費の支給を受けることはあり得る。しかし、隊員が主催者に対して何らの人的役務を提供せず、単に聴講するだけの場合には、旅費の負担を受けることは国民から疑惑や不信を招くおそれがあるため、倫理監督官等の承認を得て参加するようなケースを除き、認められない。

**問 80** ある財団法人が主催する日本芸能の催しが行われ、当省は当該催しの後援をしている。この催しについて、当該財団法人から、一般販売では 6,000 円又は 5,000 円の鑑賞券を、当省職員を対象に特別に 1,000 円割り引くとの連絡があった。これは当該財団法人に役員として再就職している当省OBが、大勢の人に鑑賞してもらいたい趣旨で、役員個人で割引分を負担するものとのことである。

当省の職員には、当該財団法人が利害関係者に該当する者と該当しない者とがいる。当省職員は、このような割引を受けて当該鑑賞券を購入して差し支えないか。

**答** 割引を受けて当該鑑賞券を購入することはできない。

当該財団法人が利害関係者に該当する職員については、当該鑑賞券の割引が当省職員に対してのみ行われるものであって、それ以外の者が当該割引を受けることができないことからすると、当該省の職員にのみ特別の便宜を図ったものと考えられ、倫理規程第3条第3項の規定により、利害関係者から金銭の贈与を受けることになる。

また、当該財団法人が利害関係者に該当しない職員については、当該財団法人に再就職している当該省のOBの負担により当該省の職員のみが割引を受けられることに鑑みれば、当該省と当該財団法人の関係について国民の疑惑や不信を招くおそれがないとはいえ、当該割引を受けることは、倫理規程第5条第1項の規定により、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けることになる。

### 3 禁止行為の例外

#### 【私的な関係】

**問 81** 以前利害関係者に該当する企業に勤務していた者が隊員として採用された場合、以前勤務していた企業の同僚等は当該隊員にとって私的な関係に該当するのか。

**答** 隊員としての身分にかかわらない関係なので、私的な関係に該当する。

**問 82** 防大及び防医大での同級生は私的な関係となるのか。

**答** 防大及び防医大の学生は自衛隊員であることから、学生といえども仕事を通じて知り合った関係とみなされ、私的な関係とはならない。

**問 83** 防衛省と契約関係のある会社に勤務する大学時代の友人から、親の葬式の際に香典をもらうことはできないのか。

**答** 倫理規程が定める「利害関係者」は個々の隊員ごとに判断されるので、その職員の所掌事務からみて、隊員にとってその友人が利害関係者に該当しない場合は、香典を受け取ることは差し支えない。

その隊員にとってその友人が利害関係者に該当する場合でも、大学時代の友人は倫理規程第4条第1項の「私的な関係」に当たるので、親しい友人から社会通念上過剰でない額の香典を受け取ることは差し支えない。

**問 84** 隊員がかつて仲人をしてもらった上司が、退職して当該隊員が担当する企業に再就職して利害関係者となった。この隊員は、それまで行っていた仲人宅を正月に訪問して食事をよばれることもできなくなるのか。

**答** 仲人をしてもらった関係は、倫理規程の第4条第1項の「私的な関係」に該当するので、国民の疑念や不信を招くものでなければ食事をよばれても差し支えない。

## 4 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

**問 85** つけ回しは親族との間、父親との間でも禁止されるのか。

**答** 隊員の親族や父親が事業を行い、隊員の飲食物の料金などをその事業の経費として処理する場合は、倫理規程に違反することとなる。

**問 86** ある隊員が出張に当たり、日頃から防衛省に出入りしている旅行会社から往復の航空券を購入したところ、サービスの一環として自宅から空港までのタクシー代を負担するとの申し出があった。当該旅行会社に対して、他の顧客にも同様に行われているサービスかどうかを確認したが、その対象範囲については教えてもらえなかった。

隊員と当該旅行会社との間には利害関係はないが、このようなサービスを受けることは、倫理規程上問題ないか。

**答** 仮に、当該サービスが、広く一般に行われているものではなく、防衛省の隊員に限定したものである場合、職務上の出張に当たり通常支給される旅費を超えるようなサービスの提供を受けることは、国民の疑惑や不信を招くおそれがないとはいえず、その頻度や額によっては、「社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与」に該当するため、倫理規程に違反することとなる。

**問 87** 当省の職員が、ある事業者からの依頼に応じて職務として講演を行ったところ、事後に当該事業者から、講演録及び講演時に配付した資料を出版物に掲載するので、報酬を支払いたいという申し出があった。当該職員にとって当該事業者は利害関係者に該当しない。

当該職員がこの報酬を受領することは倫理規程上問題ないか。

**答** 報酬を受領することは認められない。

職員が職務として講演を行った場合に、講演録及び関係資料を出版物に掲載することに対する報酬を受け取ることは、職務として著述した内容を出版物に掲載することに対して報酬を受け取ることと同様と考えられ、倫理規程第5条第1項に抵触する。

なお、利害関係者からの依頼であるか否かにかかわらず、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第10条第2号において「隊員は職務に関して贈物又は謝礼を受けてはならない」とされており、職員が職務として講演を行った場合、報酬を受けることはできない。

**問 88** 当省の職員が利害関係者に該当しない出版社の依頼に基づき、職務として講演を行った。

後日、当該職員は、個人として、講演の内容が掲載された書籍を購入したい旨出版社に申し出たところ、3冊（1冊当たり3,000円）を見本として贈呈すると言われた。

職員は、当該書籍を受領して差し支えないか。なお、書籍の受領は今回の3冊のみであり、今後の受領予定はない。

**答** 書籍を受領して差し支えない。

当該職員が書籍を受領することは今回限りであること、利益の供与額は9,000円とそれほど高額であるとはいえないことを総合的に勘案すると、当該職員が書籍を受領したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える財産上の利益の供与とはいえない。

なお、贈与等報告書の提出が必要である（ただし、保存、加筆、関係者への献本等のため、自分の著作物を出版社から必要部数受領した場合は不要）。

**問 89** 職員が裁判員裁判の裁判員に選ばれた際、支払われる日当を受領して差し支えないか。裁判員は、広く国民の中からくじで選任され、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び裁判員の参加する刑事裁判に関する規則に基づき、日当が支給される。支給される日当の額は、同規則第7条第2項において、裁判員及び補充裁判員が1日当たり1万円以内、裁判員等選任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候補者が1日当たり8,000円以内において、裁判所が定めることとなっている。

**答** 日当を受領して差し支えない。

当該日当は、法令に基づき、裁判員として呼び出され、義務により出頭した者全員に支給されるものであることから、これを受領することは、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、裁判員等の日当は、裁判員等の職務に対する報酬ではなく、裁判所に出頭することや裁判員等の職務を行うに当たって生じる損害の一部を補填するものであるとされていることから、「財産上の利益の供与」には該当せず、贈与等報告書の提出は不要である。



問 90 当省の地方支分部局の課長が、一般社団法人が主催する業界団体の新年互礼会に来賓として招待を受けており、官署を代表して職務として出席する予定である。

当該互礼会には、当該職員のほか、関連法人の理事長、弁護士など 22 名が招待されており（出席は 14 名の見込み）、当該業界団体の会員企業等を含めて約 75 名の出席が予定されている。

当該互礼会は座席指定のある着座形式で行われ、飲食費用については 1 人当たり 9,000 円程度で、出席者全員分を主催者が負担する。

当該職員にとって主催者は利害関係者に該当しない。当該職員は、自己の費用を負担することなく当該互礼会に出席して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく当該互礼会に出席して差し支えない。

本件については、①当該互礼会は新年を迎えて行われる儀礼的な会合であること、②出席者全員が無料であり、当該職員だけが利益を受けるものではないこと、③関連法人の理事長、弁護士等の出席者の顔ぶれからすると飲食費用の 9,000 円程度はそれほど高額とはいえないこと、④当該職員は官署を代表して職務として出席するものであることを総合的に勘案すると、当該職員が当該互礼会に自己の費用を負担することなく出席したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、本件については、部員級以上の職員である場合は、贈与等報告書の提出が必要である

問 91 ある学会の総会が開催され、その非公式プログラムのレセプションに当省の本省課長級職員が招待されている。当該職員は総会には参加せず、また、レセプションでは当省を代表して挨拶等を行う予定もないことから、当該レセプションには職務外として出席することを考えている。

当該レセプションは座席指定のある着座形式で行われ、1人当たりの費用3万円は主催者である当該学会の総会運営事務局が参加者全員分を負担する。当該レセプションの参加者の計290名のほとんどは、大学病院関係者（理事長、院長等）である。

レセプションに招待された当省の職員にとって、当該学会及びレセプションの主催者である運営事務局は利害関係者に該当しない。ただし、当該レセプションに参加する大学病院職員のほとんどは利害関係者に該当する。

当該職員は、自己の費用を負担することなく当該レセプションに出席して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく当該レセプションに出席することは、倫理規程第5条第1項に違反する。

本件については、出席者全員分の費用を主催者が負担するものの、①職務での参加でないこと、②レセプションは公式プログラムでなく、挨拶等を行う予定もないことから、当該職員が自己の費用を負担することなく出席する相当性が認められないこと、③国家公務員以外の出席者は、当該職員にとってほとんどが利害関係者に該当することから透明性が確保されているとは言い難いこと、④1人当たりの費用3万円は安価とは言い難いことから、自己の費用を負担することなく当該レセプションに出席することは、国民の疑惑や不信を招くおそれがあり、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることになる。

**問 92** 当省の本省課長級の職員等4名が、外国のある州で開催される同州当局との会議に職務として出席する。当該会議は日本に進出する外国企業に関する情報交換を行うものである。

会議開催日の夜には、同州当局の主催による夕食会が予定されており、同州当局がその費用の日本円にして1万円程度を負担する。

職員4名が当該会議に出席するのは今回が初めてであり、今後も参加する予定がないことから、当該職員らが主催者から利益の提供を受けるのは今回限りの予定である。

夕食会に出席する職員4名にとって夕食会の主催者である同州当局は利害関係者に該当しない。

当該職員らは、自己の費用を負担することなく夕食会に出席して差し支えないか。

**答** 自己の費用を負担することなく夕食会に出席して差し支えない。

本件については、①出席者の顔ぶれからすると夕食会の費用の日本円にして1万円程度はそれほど高額とはいえないこと、②当該職員らが飲食の提供を受けるのは今回限りであることを総合的に勘案すると、自己の費用を負担することなく夕食会に出席したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、本件については、贈与等報告書の提出が必要である。

問 93 A国のある機関の東京事務所の代表宅でホームパーティーが催されることとなり、当省の職員6名が招待されている。

当該ホームパーティーの参加者は、当該東京事務所の代表及び職員3～4名、当省の職員6名並びにそれらの家族10名程度の計20名程度である。会費はなく、ホームパーティーの慣例として参加者が各々飲食物を持ち寄ることになっており、ホームパーティーにかかる費用は明確ではない。当省の職員6名は、各々約1万円のワインを持参する予定である。

当該東京事務所は、当省の輸出入関係業務に関して対等な立場で調整を行う相手方であり、パーティーに参加する6名の職員にとって倫理規程第2条第1項各号のいずれにも該当せず、利害関係者には該当しない。

当該職員6名は、当該ホームパーティーに参加して差し支えないか。

答 当該ホームパーティーに参加して差し支えない。

本件については、①輸出入関係業務において本件の東京事務所代表のような者がカウンターパートの職員を招いてホームパーティーを行うことは一般的な慣習であり、職員がそのようなパーティーの招待を受けて参加したとしても、国民の疑惑や不信を招くおそれはないこと、②参加者各々が飲食物を持ち寄る形態のホームパーティーであり、招待された職員6名は相当程度の金額のワインを持参することを総合的に勘案すると、当該職員6名が当該ホームパーティーに参加したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、本件については、部員級以上の職員の場合は、パーティー費用の総額を参加者数で等分した金額（把握が困難な場合には推計額）と当該職員が持参するワインの金額との差額が5,000円を超えるときには、贈与等報告書の提出が必要である。

問 94 ある県が主催する各国駐日大使との交流会が東京都内で開催されることとなり、当省の事務次官級の職員等3名が出席依頼を受けた。当該交流会は当省が開催するシンポジウムに関連することから、出席依頼を受けた職員3名は当該交流会に職務として出席する。

当該交流会には、各国の駐日特命全権大使等37名が招待され、主催する県の知事、県議会議長、県産業協会会長、当省の職員3名、他省の職員、社寺関係者等合計33名が出席する。座席指定のある着座形式で飲食を伴う会合が行われ、1人当たりの飲食費用約2万4,000円は、主催者である県が全ての招待者分及び出席者分を負担する。当省の職員3名にとって主催者である県は利害関係者に該当しない。

当該職員3名は、自己の費用を負担することなく当該交流会に出席して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく当該交流会に出席して差し支えない。

本件については、①同省が開催するシンポジウムに関連することから職務として出席すること、②参加者全員が無料であり、国家公務員だけが利益を受けるものではないこと、③参加者の顔ぶれからすると、1人当たりの飲食費用約2万4,000円はそれほど高額であるとはいえないこと、④出席は今回のみであり、繰り返し招待を受けているものではないことを総合的に勘案すると、自己の費用を負担することなく当該交流会に出席したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、本件については、部員級以上の職員の場合は、贈与等報告書の提出が必要である。

問 95 衆議院のある委員会において2日間の日程で地方への委員派遣が行われることになり、これに当省の職員が同行することとなった。派遣委員は8名であり、衆議院職員4名及び当省職員4名（うち課長級2名）が同行する。

委員派遣先では、地方公共団体の幹部数名を招いた昼食会2回及び夕食を兼ねた懇親会1回が開かれ、当省の職員は職務として当該昼食会及び懇親会に出席する。

当該昼食会及び懇親会の出席者1人当たりの参加費用は昼食会が1,100円又は2,500円、懇親会が9,000円であり、出席者全員分の費用を衆議院が負担する。

同行する当省の職員にとって当該昼食会及び懇親会の費用を負担する衆議院は利害関係者に該当しない。

当該職員は自己の費用を負担することなく当該昼食会及び懇親会に出席して差し支えないか。

答 自己の費用を負担することなく当該昼食会及び懇親会に出席して差し支えない。

本件については、①昼食会、懇談会とも、国会議員及び地方公共団体幹部との意見交換を行う場として職務として参加すること、②衆議院が負担する飲食の価額は、出席者の顔ぶれからするとそれほど高価なものでないことを総合的に勘案すると、当該職員が自己の費用を負担することなく当該昼食会及び懇親会に出席したとしても、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることにはならない。

なお、本件については、部員級以上の職員である場合は、懇親会について贈与等報告書の提出が必要である。

## 5 特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止

問 96 作成費用の一部が、補助金等又は国が直接支出する費用による場合であっても規制の対象となるのか。

答 対象となる。

問 97 禁止行為に該当するかどうかを、どの時点で判断するのか。

答 補助金等をもって作成される書籍等に係る監修料は、監修を行う時点で判断する。過半数を買い入れる書籍等に係る監修料は、監修作業が完結した時点で購入見込み数を判断することとなるが、見込みが立たない場合には、監修料を受領する時点における購入数（見込み数を含む。）が、過半数に達しているかどうかで判断する。

## 6 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

**問 98** 隊員が結婚披露宴に利害関係者を招待する場合、倫理管理官等に届出をする必要があるか。利害関係者が行う結婚披露宴に、隊員が出席する場合（祝儀や会費を持参するため自己費用負担）はどうか。

**答** いずれの場合も、多数の者が出席する一般的な結婚披露宴であれば、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合であっても、倫理管理官等に届出をする必要はない。

**問 99** 1万円を超えるかどうかを判断するに当たって、消費税の扱いはどうするか。

**答** 税・サービス料を含めて1万円を超えるかどうかを判断する。

**問 100** 事前に利害関係者が同席することを知らずに、倫理監督官等に飲食の届出を提出せずに利害関係者と共に飲食（自己の飲食に要する費用が1万円を超える）をした場合、どのような処置を行えばよいのか。

**答** 当該飲食の状況等について倫理監督官等に速やかに報告を行い、「利害関係者との飲食の届出書」の提出等必要な処置について倫理監督官等の指示を仰ぐことが必要である。



**【贈与等の報告】**

問 101 防大や防医大の教官が私大の非常勤講師を行う場合は、倫理監督官の承認又は贈与等の報告の対象となるのか。

答 自衛隊法第63条の規定に基づき承認を得て行う非常勤講師は、倫理規程第9条第1項及び第11条第1項の「講演等」に含まれないので、倫理監督官の承認又は贈与等の報告の対象とはならない。

問 102 事業者等から次のようなものを受けた場合は、贈与等報告書を提出するのか。

- ① 個人として商品を購入する際、他の一般消費者が受けるものと同様の値引きを受けた場合。
- ② 一般人を対象とした懸賞、福引き等の景品を受領した場合。
- ③ 株主であれば誰でも受けることができる優待券を受けた場合。
- ④ 個人として参加したコンテストにおける賞金等を受領した場合。
- ⑤ 宝くじの当選金や競馬等の払戻金を受領した場合。
- ⑥ 防衛省が隊員の福利厚生のために契約している業者から割引等を受けた場合。

答 いずれについても、一般の誰でも受けることが可能なもの、または、透明性ないし公開性が十分に確保されているなど国民の疑惑や不信を招くおそれがないことから、贈与等報告書を提出する必要はない。

問 103 次のような場合、報告の必要はあるのか。

- ・ 裁判の際に、医学上の鑑定書や法制上の意見書の作成を依頼され、それに対し報酬を受領した場合。
- ・ 芸術作品や論文の審査、論文の査読を行って報酬を受領した場合。
- ・ 試験問題の作成を行って報酬を受領した場合。
- ・ 雑誌社のインタビューを受けて報酬を受領した場合。

答 いずれも倫理規程第9条第1項及び第11条第1項に規定する「講演等」には該当しないため贈与等報告書を提出する必要はない。

**問 104** 民間企業等から表彰を受けたときは、贈与等報告書を提出するのか。

**答** 賞状については、名誉を表すもので経済的価値が認められないことから、贈与等報告書を提出する必要はないが、副賞として受領する現金・物品、表彰式での飲食の提供については、贈与等報告書を提出する必要がある。ただし、次のいずれにも該当するものについては、贈与等報告書を提出する必要はない。

① 公的性格又は公開性を有するもの

- ・ 国、地方公共団体、外国政府、ノーベル財団など公的性格が強い機関から授与されるもの。
- ・ 受賞者、受賞内容、副賞の額等が新聞、テレビ等により広く一般に公表されるもの。

② 有識者等により、中立的かつ厳正に表彰者の選考が行われるもの。

**問 105** 隊員が、外国政府、国際機関から飲食の提供を受けた場合、贈与等報告書を提出するのか。

**答** 外国政府、国際機関から受けた贈与等については、報告を行うことが原則であるが、日本政府の代表として外国政府等を公式訪問している場合及び外国政府等の高官が我が国を公式訪問している場合に、当該外国政府等が主催する公式の行事として、訪問日程に組み込まれたレセプションや晩餐会に出席して受ける飲食及びそのような場において当該外国政府等から贈られる記念品については、贈与等報告書を提出する必要はない。

**問 106** 隊員が喪主として父の葬儀を執り行う際、利害関係者が亡くなった父との関係に基づき持参した香典（通常の社交儀礼の範囲内の金額）を受領した場合、報告書を提出する必要があるか。

**答** 隊員が喪主であるか否かにかかわらず、利害関係者が個人として持参した香典であれば、報告の必要はない。ただし、事業者等として持参した香典は、報告の必要がある。

**問 107** 事業者が課の職員あてに手土産（3,000 円のを 3 つ）持参し、職員が受領した。この場合、報告の必要はあるのか。

**答** 課の代表又はこれに準ずる者より、贈与等報告書の提出の必要がある。

**問 108** 隊員が喪主として父の葬儀を執り行う際、利害関係のない者が隊員本人との関係に基づき持参した香典（通常の社交儀礼の範囲内の金額）を受領した場合、報告書を提出する必要はあるか。

**答** 隊員が喪主であるか否かにかかわらず、利害関係のない者が個人として持参した香典であれば、報告の必要はない。ただし、事業者等として持参した香典は、報告の必要がある。

**問 109** 隊員が喪主として父の葬儀を執り行う際、利害関係のない者が亡くなった父との関係に基づき持参した香典（通常の社交儀礼の範囲内の金額）を受領した場合、報告書を提出する必要はあるか。

**答** 隊員が喪主であるか否かにかかわらず、利害関係のない者が事業者等として持参した香典であっても、報告の必要はない。

**問 110** 結婚披露宴に出席した事業者等である役員から受けた祝儀については、社会一般の祝儀の範囲内であれば、贈与等報告書を提出する必要はないのか。

**答** 祝儀の額の全額について贈与等報告書を提出する必要がある。

**問 111** 事業者等からいわゆる香典返し、結婚式での引き出物を受領したときは、贈与等報告書を提出するのか。

**答** 香典返しや引き出物は、香典や祝儀に対する返礼であると考えられるので、自分が渡した香典や祝儀の金額の範囲内の価額のものであれば、事業者等から香典返しや結婚式での引き出物を受け取っても贈与等報告書を提出する必要はない。

**問 112** 隊員が出版社主催の座談会に出席し、出席に対しての謝金と原稿料を別々の時期に受領した場合、座談会への出席に対する謝金については報告の必要はあるのか。また、謝金について報告の必要があるとするれば、原稿料を受け取ったときに併せて報告すればよいのか。

**答** 座談会への出席に対する謝金は倫理規程第9条第1項及び第11条第1項に規定する「講演等」に対する報酬に該当し、報告の必要がある。また、報告については、受領した時期ごとに行う。

**問 113** 原稿料等について、3月に依頼を受け受諾し、4月に報酬が支払われた場合の贈与等報告の取扱いはどうするのか。

**答** 贈与等報告は、報酬の支払を受けた時期により行うこととなる。

**問 114** 会費2万円のところ案内状には「御招待」の判が押されている政治家の政治資金パーティー（立食形式）に会費を支払わずに出席する場合、倫理法に基づく贈与等の報告での取扱いはどうなるか。また、当該パーティーに1万円を支払って出席した場合はどうなるのか。

**答** 案内状に記された会費の額を贈与と考えるのではなく、推計によらざるを得ないが、パーティーにおいて自分が飲食した価額を贈与等として取り扱う。  
また、自分が飲食した相当の費用を支払った場合は、費用を負担しての会食として捉えて、贈与等には該当しない。

**問 115** 贈与等報告において、事業者等から中古品をもらった場合の当該中古品の価額はどのように算定すればよいのか。

**答** 市場価格を推計して算出する。

**問 116** 隊員が外国留学するにあたり、外国政府から奨学金を受領した場合には、贈与等報告書を提出する必要はあるのか。

**答** 公務による留学のための外国出張において、当該出張で必要な経費を実費分受け取るものであれば、贈与等報告書を提出する必要はない。

**問 117** 立食パーティーに招待され、飲食物の提供を受けた場合、贈与等報告書における贈与を受けた価額は、どのように算定すればよいのか。

**答** 立食パーティーに出席した場合は、次に掲げるような方法により推計した価額を報告することを原則とする。

- ① 主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額
- ② 店側に総額を確認し、出席者数で等分した価額
- ③ 招待を受けた者以外に会費を支払っている者がいる場合は当該会費

**問 118** 贈与等報告において、源泉徴収された所得税分の取扱いはどうなるのか。

**答** 源泉徴収によって差し引かれた分も報酬の一部であるため、源泉徴収差し引き前の金額を報告する。

**問 119** 外国における贈与等の価格は、どのように換算するのか。

**答** 贈与等時における外国為替レートにより現地価格を邦貨に換算する。

**問 120** 隊員が遡及して部員級以上となる級に昇任した場合、昇任した日と発令のあった日との間に受けた贈与等について、贈与等報告書を提出するのか。

**答** 贈与等を受けた時点では、隊員は部員級以上ではなかったことから、贈与等報告書を提出する義務は生じておらず、したがって提出する必要はない。

### 【海外にいる隊員への適用】

**問 121** 海外出張中の隊員にも、倫理法及び倫理規程は適用されるのか。

**答** 倫理法及び倫理規程は隊員という身分に着目して規定されたものであり、海外出張中の隊員にも適用される。

### 【講演等に関する規制】

**問 122** 新聞記者からの依頼により新聞に寄稿を行う場合、事前に倫理監督官の承認を得る必要はあるのか。

**答** 新聞記者は利害関係者に含まれないことから、事前に倫理監督官から承認を得る必要はない。

**問 123** 職員が休職した上で私立大学の研究機関に勤務したが、休職中に利害関係のない事業者からの依頼に基づき講演を行った場合には、報告の必要があるのか。

**答** 休職の場合は自衛隊員としての身分が継続しているため、自衛隊員の職務に関係する講演を行い報酬を受領した場合には、報告の必要がある。

# 自衛隊員倫理法又は国家公務員倫理法等違反事例

## 【防衛省の事例】

### （事案 1）

利害関係者である当該物件の家主から会食及びゴルフの接待等を受けたこと、また、倫理法施行後、同家主から中元、歳暮の贈与を受けた隊員について、**減給 1 月（俸給の月額額の 15 分の 1）**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 2）

製造会社の品質管理状況を調査するために出張した際に、隊員の前職当時、利害関係があった事業者と飲食を共にし、また、供応接待を受けた隊員について、**訓戒**を行った。

### （事案 3）

本来実施すべき調達要求行為を実施せずに、利害関係のある事業者から、ノート型パソコン等を無償で借受け、また、ノート型パソコンの修理を依頼し代金を同関係者に負担させていた隊員について、**停職 5 日**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 4）

利害関係者となる以前から、事業者から長年にわたり、飲食及びゴルフの供応接待を受け、タクシー券を収受、また、借金返済のため金銭を借用。更に、利害関係者となった際、2 回にわたり、受注に関する賄賂であることを認識しながら、利害関係者から金銭を収受した隊員について、**免職**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 5）

住宅防音工事事業に関連して、事業者に対して、過去の防音工事を実施した各世帯に関する情報を引き渡し、その見返りとして金銭を収受した隊員について、**免職**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 6）

利害関係者から受けたビール券を保管し、所属部署が催した懇親会でそのビール券を使用した隊員について、**戒告**の処分を行った。

### （事案 7）

工事の指名競争入札に関し、利害関係者である受注事業者に対し、有利便宜な取り計らいを行った謝礼として金銭を收受した隊員について、**免職**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 8）

利害関係者と共にゴルフ及び飲食をし結果的に差額分の供応接待を受け、またゴルフの際には利害関係者の車に同乗した隊員について、**減給 1 月（俸給の月額額の 30 分の 1）**の処分を行った。

### （事案 9）

利害関係者である業者から、有利便宜な取り計らいに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨のもと、金銭を收受し、賃貸居室を物色させて賃料を支払わせ、また、飲食の供応接待を受けた隊員について、**免職**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 10）

利害関係者の会社を訪問した際、利害関係者の車両に同乗し、無償の役務提供を受けた他、昼食の供応接待、菓子折やビール券の贈与を受けた隊員について、**停職 3 5 日**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 11）

利害関係者である補助金等交付対象自治体の職員と共にゴルフを行った隊員について、**減給 1 月（俸給の月額額の 30 分の 1）**の処分を行った。

### （事案 12）

公務として実施した講話等に対し、謝礼は受けてはいけないことを自覚しつつも、関係団体等から謝礼等を受領し、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた隊員について、**戒告**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

### （事案 13）

部外協力団体等から社会通念上相当と認められる程度を超える金銭贈与を受けた隊員について、**減給 1 月（俸給の月額額の 10 分の 1）**の処分を行った（なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。）。

#### (事案14)

駐屯地内の委託売店に働きかけ、駐屯地に所在する部隊等が実施した競技会に参加した隊員に対し、協賛品の提供をさせた隊員について、**訓戒**の処分を行った。

#### (事案15)

利害関係者である食品販売業者Xと共謀し、後輩等に架空請求を行わせ、その見返りとして利害関係者である食品販売業者Xから架空の品目分の代金の一部を受け取るという詐欺行為をはたらき、また、詐欺事案とは別の利害関係者である食品販売業者Yに便宜を図り、飲食代金等を負担させるという供応接待を受けた隊員Aについて、**免職**の処分を行った。

自ら又は隊員Aの指示により繰り返し架空請求を行い、その見返りとして利害関係者である食品販売業者Xから隊員Aを経由して、架空の品目分の代金の一部を受け取るという詐欺行為をはたらいた隊員Bについて、**免職**の処分を行った。

隊員Aによる詐欺行為を承知しながら、詐欺行為に関与し、その見返りとして違反行為によって他の隊員(隊員A)が得た財産上の利益であることを知りながら、利害関係者である食品販売業者Xから隊員Aを経由して現金受け取った隊員Cについて、**免職**の処分を行った。

#### (事案16)

部外において実施した講演等に対する報酬を受領していたにもかかわらず、定められた期日までに贈与等報告書を提出しなかった隊員について、**戒告**の処分を行った。

※ 懲戒処分の量定については、行為の内容、動機、状況、改悛の程度等を総合的に判断して決定するものであり、また、他の自衛隊法違反も併せて行われている場合もあるので、事例と同様の行為であっても、必ずしも同じ処分量定になるものではありません。



## 【他省庁の事例】

### （事案 1）

公費によりタクシーを利用した際、利害関係者以外の者であるタクシー運転手から複数回にわたりビール等を受領するなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたC府省の職員Dについて、**戒告**の処分を行った。

### （事案 2）

利害関係者である事業者から土産の贈与を受け、複数回の飲食の供応接待を受けたG府省の職員Hについて、**戒告**の処分を行った。

### （事案 3）

利害関係者である事業者から、複数回にわたり、ビール券等の贈答品を受領し、利害関係者と共に飲食し、飲食の供応接待を受けたI府省の地方支分部局の職員Jについて、**減給1月（俸給月額額の10分の1）**の処分を行った。

### （事案 4）

出張旅費として宿泊代を受領しているにもかかわらず、利害関係者である事業者が用意した宿泊施設に宿泊代を支払わないで宿泊したK府省の地方支分部局の職員2名について、**戒告**の処分を行った。

### （事案 5）

利害関係者である2事業者から現金の貸付を受けたL府省の地方機関の職員Mについて、**減給1月（俸給月額額の10分の1）**の処分を行った。

### （事案 6）

利害関係者から無償で役務の提供を受けたN府省の地方機関の職員2名について、**戒告**の処分を行った。

### （事案 7）

利害関係者から未公開株式を譲り受けた独立行政法人P研究所の職員Q、R及びSについて、それぞれ職員Qに**減給1月（俸給の月額額の10分の1）**並びに職員R及びSに**戒告**の処分を行った。

### (事案 8)

利害関係者である事業者との懇親会に会費を負担し飲食したが、実際にかかった飲食代との差額及び2次会において、複数回にわたり差額を含め飲食の供応接待を受けたV府省の職員3名について、**戒告**の処分を行った。

### (事案 9)

利害関係者から金銭の贈与を受け、飲食の提供を受け、並びに利害関係者と共にゴルフ及び旅行をしたW府省の職員Xについて、**免職**の処分を行った。

### (事案 10)

利害関係者である事業者と共に、複数回麻雀を行ったA府省の地方支分部局の職員2名について、**戒告**の処分を行った。

### (事案 11)

利害関係者から時価よりも著しく低い対価で役務の提供を受けたB府省の地方機関の職員Cについて、**減給8月(俸給の月額10分の2)**の処分を行った。

### (事案 12)

利害関係者以外の事業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待を受けたD府省の職員E、Fについて、それぞれ**減給3月(俸給の月額10分の1)**及び**戒告**の処分を行った。

### (事案 13)

利害関係者である事業者につけ回しをしたI府省の施設等機関の職員Jについて、**停職1月**の処分を行った。

### (事案 14)

利害関係者と共にゴルフをしたZ省の地方支分部局の職員Aについて、**戒告**の処分を行った。

### (事案 15)

利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与(金銭の贈与)を受けたほか、部下職員が同者から金銭の贈与を受けた行為を黙認したD庁の地方支分部局の職員Eについて、**戒告**の処分を行った。

## (事案 16)

利害関係者である事業者から手土産及びタクシーチケットを受領し、飲食の供応接待を1件受けたほか、同事業者と利害関係者でない期間において、飲食の供応接待を3件受けた次官級の職員Aについて、供応接待が継続的でその総額が高額で悪質であったことや、広く報道され行政への信頼を低下させるなど公務以外に及ぼす影響が特に大きいことなどから、**減給3月（俸給の月額10分の2）**の処分を行った（部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。）。

利害関係者である事業者から手土産及びタクシーチケットを受領し、飲食の供応接待を5件受けた次官級の職員Bについて、供応接待が継続的でその総額が高額で悪質であったことや、広く報道され行政への信頼を低下させるなど公務以外に及ぼす影響が特に大きいことなどから、**減給3月（俸給の月額10分の2）**の処分を行った（部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。）。

利害関係者である事業者から手土産及びタクシーチケットを受領し、飲食の供応接待を2件受けたほか、同事業者と利害関係者でない期間において、飲食の供応接待を5件受けた局長級の職員Cについて、供応接待が継続的でその総額が高額で悪質であったことや、広く報道され行政への信頼を低下させるなど公務以外に及ぼす影響が特に大きいことのほか、飲食の自己負担分の一部の支払いを行っていたことなどから、**減給3月（俸給の月額10分の1）**の処分を行った（部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。）。

利害関係者である事業者から手土産を受領し、飲食の供応接待を2件受けた審議官級の職員Dについて、広く報道され行政への信頼を低下させるなど公務以外に及ぼす影響が特に大きいことや、飲食の自己負担分の一部の支払いを行っていたことなどから、**減給1月（俸給の月額10分の1）**の処分を行った。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を受けた管理職の職員E（5件）、F（最大で5件）について、供応接待が継続的でその総額が高額で悪質であったことなどから、**減給1月（俸給の月額10分の1）**の処分を行った（職員Eは、部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む。）。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を2件受けた職員Gについて、行為時には局長級の官職として職員に範を示すべき地位にあったことから、**減給1月（俸給の月額10分の1）**の処分を行った。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を1件受けた管理職の職員Hのほか、利害関係者でない事業者から飲食の供応接待を2件受けた管理職の職員Iについて、それぞれ管理職として職員に範を示すべき地位にあったことから、**戒告**の処分を行った。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を1件受けた管理職の職員Jについて、管理職として職員に範を示すべき地位にあったことや、飲食の自己負担分の一部の支払いを行っていたことなどから、**訓告**の処分を行った。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を2件受けた課長補佐の職員Kについて、上司に誘われて参加した会食であったことから、**訓告相当**の処分を行った。

### (事案17)

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を受けた次官級の職員A(1件)、局長級の職員B(1件)、審議官級の職員C(2件)について、**減給1月(俸給の月額10分の1)**の処分を行った(職員A、Bは、部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む)。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を受けた部長級の職員D(1件)、課長級の職員E(2件)について、**戒告**の処分を行った(職員Dは、部下職員の倫理規程違反に係る監督責任も含む)。

利害関係者である事業者から飲食の供応接待を受けた課長級の職員F(1件)について、**訓告**の処分を行った。

## ○自衛隊員倫理法(平成11年法律第130号)

最終改正:平成27年6月17日法律第39号

## 目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	自衛隊員倫理規程(第五条)
第三章	贈与等の報告及び公開(第六条—第九条)
第四章	自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特例等(第十条—第二十三条)
第五章	倫理監督官(第二十四条)
第六章	雑則(第二十五条)
	附則

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

## (定義等)

**第二条** この法律において、「自衛隊員」とは、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員(常勤を要しない者(同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。))を除く。をいう。

2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員(第一号及び第三号に掲げる自衛隊員については、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。))第十一条の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。をいう。

一 給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級二級のもの

二 給与法第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級五級以上のもの

三 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級三級以上のもの

四 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級四級以上のもの

五 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級三級以上のもの

六 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級六級以上のもの

七 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける自衛隊員であって、同表の職務の級六級以上のもの

八 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける自衛隊員

九 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員

十 給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号。次項において「一般職任期付職員法」という。))第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

十一 給与法第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員

十二 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以

上の自衛隊員

- 3 この法律において、「本省審議官級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員をいう。
  - 一 給与法第四条第一項の規定により一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける自衛隊員
  - 二 給与法第四条第二項の規定により一般職任期付職員法第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表六号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員
  - 三 給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける自衛隊員であって、同表の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給を受けるもの並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受けるもの
- 4 この法律において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 5 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(自衛隊員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

- 第三条 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為を

してはならない。

(国会報告)

第四条 内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自衛隊員倫理規程

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令(以下「自衛隊員倫理規程」という。)を、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第五条第一項に規定する国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする。この場合において、自衛隊員倫理規程には、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等自衛隊員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し自衛隊員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

- 2 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。
- 3 防衛大臣は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫理審査会の意見を聴かななければならない。次項の規定による防衛装備庁長官の求めがあった場合についても、同様とする。
- 4 防衛装備庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。
- 5 内閣は、自衛隊員倫理規程及び第二項の訓令の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

第三章 贈与等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する

人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。)は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣(防衛装備庁の職員である自衛隊員(自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である自衛隊員」という。)にあっては、防衛装備庁長官)に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか自衛隊員倫理規程で定める事項

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

#### (株取引等の報告)

**第七条** 本省審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに

表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。)の取得又は譲渡(本省審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。)について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣(防衛装備庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛装備庁長官)に提出しなければならない。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定により提出を受けた株取引等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

#### (所得等の報告)

**第八条** 本省審議官級以上の自衛隊員(前年一年間を通じて本省審議官級以上の自衛隊員であったものに限る。)は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣(防衛装備庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛装備庁長官)に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。)

ロ 各種所得の金額(退職所得の金額(所得税法第三十条第二項に規定する退職

所得の金額をいう。)及び山林所得の金額(同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

- 二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和三十五年法律第七十三号)第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)
- 2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二條第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。
- 3 防衛装備庁長官は、第一項の規定により所得等報告書の提出を受けたとき、又は前項の規定により納税申告書の写しの提出を受けたときは、当該所得等報告書又は納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)を防衛大臣に送付しなければならない。
- 4 防衛大臣は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

#### (報告書の保存及び閲覧)

**第九条** 前三條の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。)は、これらを受理した防衛大臣(防衛装備庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛装備庁長官)において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、防衛大臣又は防衛装備庁長官に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、防衛大臣が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りでない。

- 一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

#### 第四章 自衛隊員倫理審査会及び懲戒手続の特例等

##### (自衛隊員倫理審査会の設置)

**第十条** 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐させるため、防衛省本省に、自衛隊員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

##### (所掌事務及び権限等)

**第十一条** 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を防衛大臣に建議すること。
- イ 自衛隊員倫理規程に関する事項
- ロ この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第二項の規定に基づく訓令を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準に関する事項
- ハ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画に関する事項
- ニ 自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する事項
- ホ 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関する事項
- 二 各種報告書の審査を行うこと。



三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定により防衛大臣の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第二項及び第三項、第十四条第二項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条の規定に基づく防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

2 審査会の組織、委員その他必要な事項については、政令で定める。

(防衛省本省の職員である自衛隊員等に対する防衛大臣による懲戒手続等)

**第十二条** 防衛大臣は、自衛隊員(防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査の結果、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、審査会の意見を聴かななければならない。

3 防衛大臣は、自衛隊員(防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。)にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表(第七条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)をすることができる。

(調査の端緒に係る防衛装備庁長官の報告)

**第十三条** 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛装備庁長官による調査)

**第十四条** 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛装備庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛装備庁長官に対する調査の要求等)

**第十五条** 防衛大臣は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

**第十六条** 防衛大臣は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、防衛装備庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛装備庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

**(防衛装備庁長官による懲戒処分)**

**第十七条** 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意見を聴かなければならない。

**(防衛装備庁長官による懲戒処分の概要の公表)**

**第十八条** 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

- 2 防衛大臣は、防衛装備庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べることができる。

**(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調査)**

**第十九条** 防衛大臣は、第十三条の規定による報告又はその他の方法により防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛装備庁長官の意見を聴かなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、

審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならない。

- 3 防衛大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、防衛装備庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 4 防衛装備庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

- 5 防衛装備庁長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となっている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

**(懲戒処分の勧告等)**

**第二十条** 防衛大臣は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛装備庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

- 3 防衛装備庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

**(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)**

**第二十一条** 防衛大臣は、第十九条の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

**(調査終了及び懲戒処分の通知)**

**第二十二条** 防衛大臣は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

(防衛大臣による懲戒処分概要の公表)

**第二十三条** 防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

**第五章 倫理監督官**

**第二十四条** 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛省本省及び防衛装備庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

2 倫理監督官は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。

3 倫理監督官は、前項に規定する職務を行うに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

**第六章 雑則**

**第二十五条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五章の規定 公布の日
- 二 第二条第一項及び第三項、第八条並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置)

**第二条** 第六条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

**第三条** 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に行った株取引等について適用する。

**第四条** 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

## ○自衛隊員倫理規程(平成 12 年政令第 173 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 18 日政令第 334 号

### (倫理行動規準)

**第一条** 自衛隊員(自衛隊員倫理法(以下「法」という。))第二条第一項に規定する自衛隊員をいう。以下同じ。)は、自衛隊員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる法第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 自衛隊員は、職務の遂行に当たっては、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを期すること。
- 五 自衛隊員は、職務に従事していない場合においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

### (利害関係者)

**第二条** この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる

者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛装備庁長官が訓令(法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。)で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

- 一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(法第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同条第五項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 四 行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は

不作為を求められている事業者等又は特定個人

五 国の支出の原因となる契約に関する事務又は会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

2 自衛隊員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該自衛隊員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該官職に係る他の自衛隊員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該官職に係る他の自衛隊員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった自衛隊員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の自衛隊員の利害関係者が、自衛隊員をしてその官職に基づく影響力を当該他の自衛隊員に行使させることにより自己の利益を図るためその自衛隊員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の自衛隊員の利害関係者は、その自衛隊員の利害関係者でもあるものとみなす。

#### (禁止行為)

**第三条** 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、自衛隊員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

二 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、自衛隊員(同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該自衛隊員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

**(禁止行為の例外)**

**第四条** 自衛隊員は、私的な関係(自衛隊員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号(第九号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官(法第二十四条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。)に相談し、その指示に従うものとする。

3 第一項の「自衛隊員としての身分」には、自衛隊員が、任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として自衛隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として自衛隊員として採用された場合を含む。)における一般職国

家公務員等としての身分を含むものとする。

**(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)**

**第五条** 自衛隊員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 自衛隊員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

**(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)**

**第六条** 自衛隊員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用をもって作成される書籍等(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が直接支出する費用をもって作成されるものを含む。)

二 防衛省本省若しくは防衛装備庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省本省及び防衛装備庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

**(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)**

**第七条** 自衛隊員は、他の自衛隊員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の自衛隊員(第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の

第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令(訓令を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。
- 3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条に規定する俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員  
(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

**第八条** 自衛隊員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらない

で利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

**第九条** 自衛隊員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(自衛隊法第六十三条の承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。

2 倫理監督官は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、自衛隊員の職務の種類又は内容に応じて、自衛隊員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(倫理監督官への相談)

**第十条** 自衛隊員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督官に相談するものとする。

(贈与等の報告)

**第十一条** 法第六条第一項の自衛隊員倫理規程で定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

一 利害関係者に該当する事業者等から支

払を受けた講演等の報酬

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、自衛隊員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 贈与等(法第六条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁との関係

三 法第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠

四 供給接待を受けた場合にあつては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあつては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数)

五 法第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛装備庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書(法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣又は防衛装備庁長官が指定する場所でこれを行わなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛装備庁長官が定めるものとする。

(防衛大臣及び防衛装備庁長官の責務)

第十四条 防衛大臣及び防衛装備庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 法第五条第二項の規定に基づき、必要に応じて、訓令を制定すること。

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、自衛隊員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 その属する防衛省本省又は防衛装備庁



の自衛隊員からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣又は防衛装備庁長官を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 法又は法に基づく命令に違反する行為があった場合にその旨を防衛大臣に報告すること。

2 倫理監督官は、その属する防衛省本省又は防衛装備庁の自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

○自衛隊員倫理審査会令(平成12年政令第174号)

最終改正：平成19年8月20日政令第270号

(組織)

**第一条** 自衛隊員倫理審査会(以下「審査会」という。)は、委員五人で組織する。

(委員の任命)

**第二条** 委員は、学識経験のある者のうちから、防衛大臣が任命する。

(委員の任期等)

**第三条** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

**第四条** 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

**第五条** 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係行政機関に対する協力要求)

**第六条** 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

**第七条** 審査会の庶務は、防衛省人事教育局サービス管理官において処理する。

(雑則)

**第八条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則 抄  
(施行期日)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第5条第2項の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を次のように定める。

平成12年4月5日

自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令

防衛庁長官 瓦 力

- 1 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条第1項の規定により司法警察職員として職務を行う自衛隊員が行う捜査を受けている被疑者又は被疑者の弁護人、代理人その他これに準ずる者（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、当該自衛隊員の自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下この項において「政令」という。）第2条第1項に規定する利害関係者とみなし、政令の規定（政令第2条第2項を除く。）を適用する。
- 2 被疑者が法人その他の団体である場合において、その役員又は従業員（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の利害関係者とみなす。

附 則

この訓令は、平成12年4月5日から施行する。

防人1第3856号

12.6.22

防人服(事)第118号

30.3.30

防人服(事)第399号

令和2年9月30日

最終改正 防人服(事)第441号

令和2年12月25日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等に基づく、防衛省本省職員の職務に係る倫理の保持に関する承認手続、報告等について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、実施することとされたので通達する。

記

## 第1 自衛隊員

### 1 倫理監督官

自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）第24条第1項に基づき防衛省本省に置かれる倫理監督官は、事務次官をもって充てる。

### 2 倫理監督官の職務の一部を行う自衛隊員

自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下「倫理規程」という。）第15条第2項に基づき倫理監督官の職務の一部を行わせるため、総括倫理管理官、倫理管理官を置く。

#### (1) 総括倫理管理官

人事教育局長を総括倫理管理官とする。

総括倫理管理官は、倫理監督官を補佐し、倫理管理官を総括する。

総括倫理管理官は、各倫理管理官の任務の実施状況について、倫理管理官から報告を求め、必要に応じ倫理管理官に対し、指導及び助言を行うものとする。

#### (2) 倫理管理官

倫理管理官は、別表第1に掲げる者とする。

倫理管理官は、別表第1において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに倫理規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

#### (3) 分任倫理管理官

倫理管理官の職務の一部を行わせるため、分任倫理管理官を置く。

分任倫理管理官は、別表第2に掲げる者とする。

分任倫理管理官は、倫理管理官を補佐し、別表第2において任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに倫理規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

分任倫理管理官は、その任務の実施状況について、適宜倫理管理官へ報告するものとする。

#### (4) 相談に関する特例

倫理規程第4条第2項及び第10条に基づく相談については、倫理監督官又はその委任を受けた者（以下「倫理監督官等」という。）の任務の対象とされた自衛隊員に対し、当該倫理監督官等を補佐する者も行うことができるものとする。その際、当該倫理監督官等と協議しつつ対応しなければならない。

#### (5) 倫理監督官に対する報告

倫理管理官（分任倫理管理官）は、任務の対象とされた自衛隊員が倫理法又は倫理規程（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を速やかに総括倫理管理官（分任倫理管理官については倫理管理官）に報告しなければならない。

総括倫理管理官は、倫理管理官から報告を受けた場合、その旨を速やかに倫理監督官に報告しなければならない。

### 3 利害関係者との飲食の届出の手續等

自衛隊員が、倫理規程第8条に基づき飲食の届出をする場合は、別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第1により届出を行うものとする。

自衛隊員が、倫理規程第9条第1項に基づき講演等の承認を受けようとする場合は、

別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第2により申請を行うものとする。

自衛隊員が、倫理規程第4条第2項又は第10条の規定に基づき相談するときは、別表第1又は別表第2の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第3により行うことができる。この場合には、倫理監督官等は、その提出された別記様式第3の該当箇所に記載して指示等を行うものとする。また、口頭で相談を受ける場合には、法令の解釈等軽微なものを除き、別記様式第3に記録するものとする。

#### 4 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の報酬

倫理規程第9条第2項に基づき倫理監督官が定める報酬の基準は、別表第3の金額を上限の目安とする。ただし、講演等に係る交通費及び資料代等の実費分として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

講演等又は原稿料等の内容の高度の専門性等にかんがみ、別表第3の基準によりがたい場合、倫理管理官（分任倫理管理官）は、総括倫理管理官を通じて倫理監督官に相談するものとする。

## 第2 自衛隊員以外の職員

### 1 倫理監督官

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第39条第1項に基づき防衛省に置かれる倫理監督官は、事務次官をもって充てる。

### 2 倫理監督官の職務の一部を行う職員

国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第15条第2項に基づき倫理監督官の職務の一部を行わせるため、総括倫理管理官、倫理管理官を置く。

#### (1) 総括倫理管理官

人事教育局長を総括倫理管理官とする。

総括倫理管理官は、倫理監督官を補佐し、倫理管理官を総括する。

総括倫理管理官は、各倫理管理官の任務の実施状況について、倫理管理官から報告を求め、必要に応じ倫理管理官に対し、指導及び助言を行うものとする。

#### (2) 倫理管理官

倫理管理官は、別表第4に掲げる者とする。

倫理管理官は、別表第4において任務の対象とされた職員に対し、当該職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、国家公務員倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに同規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

#### (3) 分任倫理管理官

倫理管理官の職務の一部を行わせるため、分任倫理管理官を置く。

分任倫理管理官は、別表第5に掲げる者とする。

分任倫理管理官は、倫理管理官を補佐し、別表第5において任務の対象とされた職員に対し、当該職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うことのほか、同規程第8条に規定する飲食の届出の確認並びに同規程第9条第1項に規定する講演等の承認を行い並びに同規程第4条第2項又は第10条に規定する相談に応じることをその任務とする。

分任倫理管理官は、その任務の実施状況について、適宜倫理管理官へ報告するものとする。

#### (4) 相談に関する特例

国家公務員倫理規程第4条第2項又は第10条に基づく相談については、倫理監督官又はその委任を受けた者（以下「倫理監督官等」という。）の任務の対象とされた職員に対し、当該倫理監督官等を補佐する者も行うことができるものとする。その際、当該倫理監督官等と協議しつつ対応しなければならない。

#### (5) 倫理監督官に対する報告

倫理管理官（分任倫理管理官）は、任務の対象とされた職員が国家公務員倫理法又は国家公務員倫理規程（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を速やかに総括倫理管理官（分任倫理管理官にあっては倫理管理官）に報告しなければならない。

総括倫理管理官は、倫理管理官から報告を受けた場合、その旨を速やかに倫理監督官に報告しなければならない。

### 3 利害関係者との飲食の届出の手續等

職員が、国家公務員倫理規程第8条に基づき飲食の届出をする場合は、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第1により届出を行うものとする。

職員が、同規程第9条第1項に基づき講演等の承認を受けようとする場合は、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第2により申請を行うものとする。

職員が、同規程第4条第2項又は第10条に基づき相談するときは、別表第4又は別表第5の区分に従い、倫理監督官等に対し、別記様式第3により行うことができる。この場合には、倫理監督官等は、その提出された別記様式第3の該当箇所に記載して指示等を行うものとする。また、口頭で相談を受ける場合には、法令の解釈等軽微なものを除き、別記様式第3に記録するものとする。

### 4 利害関係者からの依頼に応じて行う講演等の報酬

国家公務員倫理規程第9条第2項に基づき倫理監督官が定める報酬の規準は、別表第3の金額を上限の目安とする。ただし、講演等に係る交通費及び資料代等実費分として支給される金額については、当該報酬に含まれないものとする。

講演等又は原稿料等の内容の高度の専門性等にかんがみ、別表第3の基準によりがた

い場合、倫理管理官（分任倫理管理官）は、総括倫理官を通じて、倫理監督官に相談するものとする。

※ 防衛装備庁でも別途通達

倫理監督官：防衛装備庁長官

総括倫理管理官：長官官房審議官

倫理管理官：長官官房審議官、各研究所長、先進  
技術推進センター所長、各試験場長

分任倫理管理官：人事官、各支所長



倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
大臣官房長	内部部局に属する自衛隊員（指定職俸給表の適用を受けるものを除く。）
防衛大学校長	防衛大学に属する自衛隊員
防衛医科大学校長	防衛医科大学に属する自衛隊員
防衛研究所長	防衛研究所に属する自衛隊員
統合幕僚長	統合幕僚監部に属する自衛隊員
陸上幕僚長	陸上自衛隊に属する自衛隊員
海上幕僚長	海上自衛隊に属する自衛隊員
航空幕僚長	航空自衛隊に属する自衛隊員
情報本部長	情報本部に属する自衛隊員
防衛監察監	防衛監察本部に属する自衛隊員
各地方防衛局長	各地方防衛局に属する自衛隊員

(注) 指定職俸給表の適用を受ける内部部局の自衛隊員及び各倫理管理官に対する倫理規程第8条に規定する飲食の届出の確認、倫理規程第9条第1項に規定する講演等の承認並びに倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じることは、倫理監督官が行う。

(倫理管理官) 分任倫理管理官	任務の対象とされた自衛隊員
(官房長) 秘書課長	内部部局に属する課長より下位の自衛隊員
(統合幕僚長) 統幕総務部長	統幕に属する自衛隊員
統幕学校総務課長	統幕学校に属する自衛隊員 (統幕学校長を除く。)
自衛隊指揮通信システム隊司令	自衛隊指揮通信システム隊に属する自衛隊員
(陸上幕僚長) 陸幕人事教育部長	各課長、衛生部企画室長、総括副監察官及び総括副法務官
陸幕人事教育計画課長	陸幕に属する課長、衛生部企画室長、総括副監察官及び総括副法務官より下位の自衛隊員
陸上総隊司令官	(1) 陸上総隊直轄部隊の長 (2) 陸上総隊司令部に属する部長級以上の自衛隊員
陸上総隊司令部総務部長	(1) 陸上総隊司令部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 陸上総隊直轄の団及び中央情報隊に属する自衛隊員以外の陸上総隊直轄部隊に属する自衛隊員
各方面総監	(1) 各方面直轄部隊の長、各方面総監が指揮監督する補給処長、自衛隊病院長及び地方協力本部長 (2) 各方面総監部に属する部長級以上の自衛隊員
各方面総監部人事部長	(1) 各方面総監部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 各方面直轄部隊 (師団、旅団、混成団及び団を除く。)、各方面総監が指揮監督する補給処、自衛隊病院及び地方協力本部に属する自衛隊員
陸上総隊直轄の団長及び中央情報隊長、各師団長、各旅団長、各混成団長、各団長	各部隊等に属する自衛隊員

(陸上総隊直轄の団長を除く。)、各補給処長、防衛大臣直轄部隊等の長	
(海上幕僚長) 海幕人事教育部長	海幕副部長、各課長、総括副監察官、法務室長、会計監査室長及び衛生企画室長
海幕補任課長	海幕に属する課長、総括副監察官、法務室長及び衛生企画室長より下位の自衛隊員
自衛艦隊司令官	(1) 護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令 (2) 自衛艦隊司令部に属する主任幕僚級以上の自衛隊員
自衛艦隊司令部幕僚長	(1) 自衛艦隊司令部に属する主任幕僚級より下位の自衛隊員 (2) 護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群、艦隊情報群、海洋業務・対潜支援群及び開発隊群を除く部隊に属する自衛隊員
護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令	各部隊に属する自衛隊員
各地方總監	各地方隊に属する自衛隊員
(海上幕僚長) 教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、各機関等の長、その他防衛大臣直轄部隊等の長	各部隊・機関等に属する自衛隊員
(航空幕僚長) 空幕人事教育部長	空幕各課長、監理官、監察官及び次席衛生官

空幕補任課長	空幕に属する課長、監理官、監察官、首席法務官及び次席衛生官より下位の自衛隊員
航空総隊司令官	(1) 各航空方面隊司令官 (2) 航空総隊司令部に属する部長級以上の自衛隊員
航空総隊司令部総務部長	(1) 航空総隊司令部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 航空総隊司令官直轄部隊（各航空方面隊を除く。）に属する自衛隊員
各航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、補給本部長	(1) 各直轄部隊長、各補給処長 (2) 各司令部（それぞれの直轄部隊の司令部を除く。）、補給本部に属する部長級以上の自衛隊員 (3) 航空教育集団司令官指揮下の各学校長
各航空方面隊・航空支援集団・航空教育集団・航空開発実験集団各司令部総務部長、補給本部総務部長	(1) 各司令部（それぞれの直轄部隊の司令部を除く。）、補給本部に属する部長級より下位の自衛隊員 (2) 各司令官直轄部隊、補給処に属する自衛隊員 (3) 幹部候補生学校・各術科学校に属する自衛隊員（航空教育集団司令部総務部長）
その他の防衛大臣直轄部隊長、幹部学校長、各病院長	各部隊・機関に属する自衛隊員
（各地方防衛局長） 各地方防衛局総務部長	各地方防衛局（地方防衛支局、地方防衛支局に置かれる防衛事務所を除く。）に属する部長級より下位の自衛隊員
各地方防衛支局長	各地方防衛支局、地方防衛支局に置かれる防衛事務所に属する自衛隊員（地方防衛支局長を除く。）

- (注) 1 統幕副長・総括官、統幕各部長・首席参事官・参事官・報道官・首席法務官・首席後方補給官、統幕学校長、統幕学校副校長、自衛隊指揮通信システム隊司令に対する届出の確認等は統合幕僚長が行う。
- 2 陸幕副長、陸幕各部長・監察官・法務官・警務管理官、陸上総隊司令官、各方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認等は、陸上幕僚長が行う。
- 3 海幕副長、海幕各部長・監察官・首席法務官・首席会計監査官・首席衛生官、自衛艦隊司令官、各地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、システム通信隊群司令、各機関等の長、その他防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認

認等は、海上幕僚長が行う。

- 4 空幕副長、空幕各部長・監理監察官・首席法務官・首席衛生官、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官、幹部学校長、補給本部長、各病院長、その他防衛大臣直轄部隊等の長に対する届出の確認等は、航空幕僚長が行う。

別表第3

区 分		報 酬
講演・討論等	1時間当たりの金額	20,000円
著述等	400字詰め原稿用紙1枚 あたりに換算した金額	4,000円

別表第4

倫理管理官	任務の対象とされた職員
大臣官房長	地方協力局労務管理課に属する職員

別表第5

分任管理官	任務の対象とされた職員
大臣官房秘書課長	地方協力局労務管理課に属する課長より下位の職員

利害関係者との飲食の届出書

殿

所 属  
官 職  
氏 名

ア 飲食の趣旨・目的	
イ 飲食の日時及び場所	飲食の日時： 場所の名称： 住所：
ウ 自己の飲食に要する費用の額(※ 厳密な金額が不明な場合にあって は、おおよその金額)	円
エ 費用を負担する者の所属・役職・ 氏名	所属： 役職： 氏名：
オ 飲食を共にする利害関係者の名称 及び職員との職務との関係	会社等名： 役職： 氏名：  職務との関係：
カ 利害関係者以外の者の有無・人数	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  人数： 名

(注) この届出書は、自衛隊員倫理規程第8条の規定又は国家公務員倫理規程第8条により、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合に作成する。

年 月 日

## 利害関係者の依頼に応じて行う講演等承認申請書

殿

所 属  
官 職  
氏 名

ア 講演、著述等の依頼者	
イ 講演、著述等の内容（名称、講演の対象者等を含む。）	
ウ 講演、著述等を行う日時（所要時間を含む。）、場所	
エ 報酬額（1時間当たりの報酬額又は原稿用紙1枚当たりの報酬額を含む。）	
オ 支払われる予定の交通費又は資料代等の金額	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認  第 号 年 月 日  官 職 氏 名	

(注) 1 この申請書は、自衛隊員倫理規程第9条第1項又は国家公務員倫理規程第9条第1項の規定により、利害関係者の依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（講演等）を行う場合に作成する。

2 倫理監督官等は、当該申請書の写しを保管すること。



## 贈与等に関する規制に係る相談票

(部局名： )

相 談 年 月 日		年 月 日	
相 談 者	所 属	氏名	
	官 職		
相 談 内 容	職員と相手方との関係		
	行為の内容		
	その他の事項		
処 理 結 果	指示等の内容		
	倫理監督官等	官 職	氏 名

- (注) 1 「相談者」及び「相談内容」欄は、相談者に記載させても構わない。
- 2 倫理監督官等に代わって自衛隊員倫理規程第4条第2項及び第10条又は国家公務員倫理規程第4条第2項及び第10条に規定する相談に応じて指示等をした場合には、「倫理監督官等」欄にその者の氏名及び官職を記載するものとする。

大臣官房長官  
施設等機関の長  
各幕僚部長  
情報本部部長  
技術研本部長  
術備本部長  
防衛施設庁長

事務次官

自衛隊員倫理法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する各種報告書の提出要領について（通達）

自衛隊員倫理法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する各種報告書の提出について、下記の要領に従い措置されるよう、管下の職員に周知されたい。

記

- 各自衛隊員に係る各種報告書の提出要領
  - 幹部隊員、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長は、防衛省本省に属する総括倫理管理官へ、各種報告書をそれぞれの提出期限までに提出するものとする。
  - (1)以外の自衛隊員は、当該自衛隊員を任務の対象とする倫理管理官（分任倫理管理官が定められている場合には、当該隊員を任務の対象とする分任倫理管理官）へ、各種報告書をそれぞれの提出期限までに提出するものとする。
  - 各種報告書の様式は、別記様式第1から別記様式第4までのとおりとする。
- 提出を受けた各種報告書の送付要領

各自衛隊員から各種報告書の提出を受けた分任倫理管理官は、それぞれの提出期限の翌日から起算して10日以内に当該各種報告書を倫理管理官へ送付するものとする。

各自衛隊員から各種報告書の提出を受けた倫理管理官又は各分任倫理管理官から各種報告書の送付を受けた倫理管理官は、それぞれの提出期限の翌日から起算して20日以内に当該各種報告書を総括倫理管理官へ送付するものとする。

防衛装備庁に属する総括倫理管理官は、それぞれの提出期限の翌日から起算して30日以内に当該各種報告書の写し（防衛装備庁に属する自衛官については当該各種報告書）を防衛省本省に属する総括倫理管理官へ送付するものとする。

防衛省本省に属する総括倫理管理官は、それぞれの提出期限の翌日から起算して30日以内に当該各種報告書の写しを自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

総括倫理管理官は、送付を受けた各種報告書について、それぞれの属する防衛省本省又は防衛装備庁の倫理監督官へ報告するものとする。
- 各種報告書の取扱

倫理管理官及び分任倫理管理官は、各種報告書が個人に関する情報を含んでいることに鑑み、その取扱について細心の注意を払わなければならない。

総括倫理管理官は、提出又は送付を受けた各種報告書を、防衛省本省においては人事教育局服務管理官、防衛装備庁においては長官官房人事官において保存させるものとする。

贈 与 等 報 告 書  
( 金 銭 ・ 物 品 の 贈 与 又 は 供 応 接 待 関 係 )

防衛大臣(又は防衛装備庁長官) 殿

所属		氏名	
官職		( <input type="checkbox"/> 指定職以上の職員に該当する )	

贈与等により利益を受けた年月日 年 月 日

贈与等により利益を受けた利益の基因となった事実及び内容

会合等への出席(供応接待等)

〔 基因となった会合名: )  
内容: )

激励品の贈与 (災害派遣等に係る隊員に対する激励)

〔 基因となった事実: )  
内容: )  
派遣隊員数: 人、一人当たり単価 円 )

その他の贈与 (※講演料等の支払については、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること)

〔 基因となった事実: )  
内容: )

贈与等により利益を受けた利益の価額 円(税込)

上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の基となる金額の確認方法

金銭・物品等の場合	供応接待の場合
<input type="checkbox"/> 商品又はサービスの一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格) <input type="checkbox"/> 類似品や類似規格品の一般市場価格に依拠(カタログや料金表等の価格)	<input type="checkbox"/> 主催者側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) <input type="checkbox"/> 店側から聴取(総額を確認し、出席者数で等分) <input type="checkbox"/> 招待者以外に会費を払った者から聴取(案内状等に記載の価格) <input type="checkbox"/> 飲食店等の料金表に依拠(店舗やインターネット等の料金表記載の価格)
<input type="checkbox"/> その他 ※上記方法による確認ができない場合は理由を記すとともに、その推計の根拠となる資料を可能な限り添付すること 〔 理由: )	

供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業

場所の名称: ( )  
住所: ( )

多数の者(20名程度以上)が出席した立食パーティー等の場合  
 その他の場合: 形式  立食  着座 (座席指定の有無:  あり  なし )

人数: 名  
〔 主な参加者(具体的な職業等): )

贈与等をした事業者等の名称及び住所

〔 事業者等の名称: )  
〔 事業者等の住所: )

※自衛隊員倫理法第2条第5項の規定の適用を受ける役員等が贈与等をした場合のみ

〔 役員等の役職又は地位: )  
〔 氏名: )

贈与等をした事業者等と自衛隊員の職務との関係及び当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁との関係

〔 防衛省本省又は防衛装備庁との関係: )  
〔 職務との関係: )  
 利害関係なし  
 利害関係あり(自衛隊員倫理規程第2条第1項 号該当)

(注) 1 贈与等1件につき、1枚に記入すること。  
2 講演料等の支払関係の報告をする場合は、「報酬等の支払関係」の様式を使用すること。

年 月 日 提出

贈 与 等 報 告 書  
( 報 酬 の 支 払 関 係 )

防衛大臣(又は防衛装備庁長官) 殿

所属		氏名	( <input type="checkbox"/> 指定職以上の職員に該当する )
官職			

報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
--------------	-------

報酬の支払の基因となった事実及び内容	
<input type="checkbox"/> 講演 ( 題名・内容: 年月日、場所等: )	)
<input type="checkbox"/> 討論又は座談会 ( 討論会名等・内容: 年月日、場所等: )	)
<input type="checkbox"/> 著述 — <input type="checkbox"/> 原稿料の場合(原稿の枚数等×単価で計算されるもの) ( 著述物の名称: 内容等: )	)
— <input type="checkbox"/> 印税の場合(書籍の定価×発行部数×使用料率で計算されるもの) ( 著述物の名称: 内容等: )	)
<input type="checkbox"/> 監修又は編さん ( 監修・編さん物名等: )	)
<input type="checkbox"/> TV又はラジオ放送番組への出演 ( 番組名等・内容: 出演日、場所等: )	)
<input type="checkbox"/> その他(講習、研修、知識の教授等) ( 名称・内容: 年月日、場所等: )	)

支払を受けた報酬の価額	円(税込、源泉徴収差引き前) ( 講演等の時間数: 時間 分 ) ( 原稿枚数(400字詰原稿用紙換算): 枚 )
-------------	---

報酬を支払った事業者等の名称及び住所	( 事業者等の名称: ) ( 事業者等の住所: )
--------------------	------------------------------

報酬を支払った事業者等と自衛隊員の職務との関係及び当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛装備庁との関係	( 防衛省本省又は防衛装備庁との関係: 職務との関係: <input type="checkbox"/> 利害関係なし <input type="checkbox"/> 利害関係あり(自衛隊員倫理規程第2条第1項 ↳ <input type="checkbox"/> 事前に倫理監督官の承認あり )
---	---

(注) 1 報酬の支払1件につき、1枚に記入すること。  
2 物品・金銭の贈与又は供応接待の報告をする場合は、「金銭・物品の贈与又は供応接待関係」の様式を使用すること。

株取引等報告書

防衛大臣(又は防衛装備庁長官) 殿

所属		氏名	
官職			

	番号	約定日等の年月日	株券等の種類	銘柄	数	対価の額(円)	取引内容の種別
取 得	1			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	2			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	3			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	4			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	5			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	6			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
譲 渡	1			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	2			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	3			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	4			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	5			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )
	6			<input type="checkbox"/> 未公開株(経緯書添付)			<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 合併等 <input type="checkbox"/> 贈与、相続の場合 → ( )

(注)1 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約証券又は新株予約権付社債券(これらが発行されていない場合にあっては、その種類に応じ、株主権、新株予約権又は新株予約権付社債に読み替えるものとする。)の別を記入してください。  
 2 未公開株の取得・譲渡の場合は、当該欄にチェックし、別紙(任意)に、取得・譲渡の経緯(取得・譲渡時期、相手方、券面額、事情等)を詳細に記入してください。  
 3 「数」欄には、新株予約権付社債券の場合にあっては、その額面金額を記入してください。  
 4 株式会社の合併、新株予約権付社債券の株式への転換、株式の無償分割等の銘柄、株式に変動があった場合に「合併等」にチェックを付けてください。旧銘柄を「譲渡」欄に、新銘柄を「取得」欄に記入してください。  
 5 「取引内容の種別欄」で「贈与、相続の場合」を選択するときは、括弧内に譲り受けた相手方の続柄と贈与か相続のいずれであるか記入してください。(例)父からの贈与、母からの相続等

年 月 日 提出

所得等報告書

防衛大臣(又は防衛装備庁長官) 殿

所属		氏名 ( <input type="checkbox"/> 前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者 )
官職		

- 国からの給与所得のみ  
 国からの給与所得以外の所得等あり →  納税申告書の写しにて報告(添付有)

	所得名	所得金額(円)	基因となった事実	備考欄
総合課税	事業所得			
	不動産所得			兼業の場合 <input type="checkbox"/> 承認済 (自衛隊法第63条) <input type="checkbox"/> 非該当
	利子所得			
	配当所得			
	給与所得 <small>(国からの給与所得については、記入を省略して差し支えない。)</small>			
	雑所得			<input type="checkbox"/> 報告する年の贈与等報告書(報酬のみ)の合計金額との照合済である。
	譲渡所得			
申告分離課税	土地等の事業雑所得			
	先物取引の事業・譲渡雑所得			
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	株式等の事業・譲渡雑所得			<input type="checkbox"/> 源泉徴収選択口座 <input type="checkbox"/> 株取引等報告書提出済
上場株式等の配当所得			<input type="checkbox"/> 源泉徴収選択口座	
	山林所得			
贈与税の課税価額		円	自衛隊員と贈与者との関係:	

(注) 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。

自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令を次のように定める。

平成12年6月27日

防衛庁長官 瓦 力

自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令

改正 平成13年1月6日庁訓第2号  
平成13年6月8日庁訓第65号  
平成16年10月28日庁訓第77号  
平成17年3月31日庁訓第43号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日庁訓第145号  
平成27年10月1日省訓第39号

(総則)

第1条 この訓令は、隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）が自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）又は同法に基づく命令に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合に係る懲戒処分の基準を定めるものとする。

第2条 この訓令において、懲戒処分の軽重は、免職、降任、停職、減給、戒告の順序による。

(懲戒処分の基準)

第3条 隊員が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該隊員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、当該隊員の官職の職責、当該行為の前後における当該隊員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類を懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。ただし、当該行為が、当該隊員の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価若しくは当該隊員が請託を受けその地位を利用して他の隊員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあつせんすること若しくはあつせんしたことの対価として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受けたものであるとき又はこれらの対価として第三者に対し供応接待若しくは財産上の利益の供与をさせたものであるときは、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類は、免職、降任又は停職とする。

(違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第4条 隊員が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当する行為を2以上行ったとき

は、当該隊員に対し、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合、自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令にあっては、当該種類の懲戒処分。以下同じ。）より重い懲戒処分を行うことができる。

2 前項の規定により重い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあっては免職又は降任、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

（情状等による加重及び軽減等）

第5条 前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 隊員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。
- (2) 隊員が行った行為の公務内外に与える影響が特に大きいとき。
- (3) 隊員が管理又は監督の地位'にあるなどその占める官職の責任の度が特に高いとき。
- (4) 隊員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき、前2条の規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（前条の規定により最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる場合にあつては、当該重い懲戒処分）が停職の場合にあっては免職又は降任、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とすることを原則とする。

第6条 第3条又は第4条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 隊員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 隊員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (3) 隊員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

2 前項の規定に基づき、第3条又は第4条の規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も軽い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあつては、当該種類の懲戒処分）が停職の場合にあっては減給、減給の場合にあっては戒告とすることを原則とする。

第7条 隊員が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該隊員が行った当該違反行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき（原則として当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わな



いことができる。

(別表に掲げられていない行為の取扱い)

第8条 隊員が行った行為が違反行為に該当する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分を取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。

(倫理監督官に相談した場合の取扱い)

第9条 隊員が、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下「倫理規程」という。）

第4条第2項又は第10条の規定に基づいて倫理監督官（倫理法第24条第1項の倫理監督官をいい、倫理規程第15条第2項の規定に基づき同条第1項第1号の職務を行う隊員を含む。以下同じ。）に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該隊員に対し懲戒処分を行わないことができる。

(違反行為に該当する行為と一般服務義務違反行為を行った場合の取扱い)

第10条 隊員が違反行為に該当する行為及び自衛隊法第46条第1項各号のいずれかに該当する行為（違反行為に該当する行為を除く。）を行ったことを理由として懲戒処分を行う場合にあっては、当該違反行為に応じ別表の違反行為の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことを妨げない。

附 則

この訓令は、平成12年6月27日から施行し、この訓令の施行後に行われた行為について適用する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）（抄）

1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日庁訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

違 反 行 為	懲戒処分の種類
1 倫理法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して同法第6条第1項に規定する贈与等報告書、同法第7条第1項に規定する株取引等報告書又は同法第8条第1項に規定する所得等報告書若しくは同条第2項に規定する納税申告書の写し（以下「各種報告書等」という。）を提出しないこと。	戒告
2 倫理法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出すること。	減給又は戒告
3 倫理規程第3条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任、停職、減給又は戒告
4 倫理規程第3条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任又は停職
5 倫理規程第3条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
6 倫理規程第3条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
7 倫理規程第3条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	停職又は減給
8 倫理規程第3条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任、停職、減給又は戒告
9 倫理規程第3条第1項第5号の規定に違反して利害関係者	停職又は減給

から未公開株式を譲り受けること。	
10 倫理規程第3条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること（次号から第13号までに掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
11 倫理規程第3条第1項第6号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。	減給又は戒告
12 倫理規程第3条第1項第6号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること。	停職、減給又は戒告
13 倫理規程第3条第1項第6号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。	減給又は戒告
14 倫理規程第3条第1項第7号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（第11号に掲げるものを除く。）。	戒告
15 倫理規程第3条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること（第12号及び第13号に掲げるものを除く。）。	戒告
16 倫理規程第3条第1項第9号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1号から第8号までに掲げる行為をさせること。	第3号から前号までの左欄に掲げる違反行為に応じ当該各号の右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、降任、停職、減給又は戒告
17 倫理規程第5条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の	減給又は戒告

供与を受けること。	
18 倫理規程第5条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	免職、降任、停職又は減給
19 倫理規程第5条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。	減給又は戒告
20 倫理規程第6条の規定に違反して同条各号に掲げる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること。	免職、降任、停職、減給又は戒告
21 倫理規程第7条第1項の規定に違反して他の自衛隊員の倫理規程第3条、第5条又は第6条の規定に違反する行為によって当該他の自衛隊員（倫理規程第3条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	免職、降任、停職、減給又は戒告
22 倫理規程第7条第2項の規定に違反して自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の他の自衛隊員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又は隠ぺいすること。	停職、減給又は戒告
23 倫理規程第7条第3項の規定に違反して自らが管理又は監督をする自衛隊員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実を黙認すること（倫理規程第7条第3項第1号から同項第4号までに規定する自衛隊員がするものに限る。）。	停職又は減給
24 倫理規程第8条の規定に違反して、自己の飲食に要する費	戒告

<p>用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出ないこと。</p>	
<p>25 倫理規程第8条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときに、倫理監督官が定める事項について倫理監督官に虚偽の事項を届け出ること。</p>	<p>減給又は戒告</p>
<p>26 倫理規程第9条第1項の規定に違反して倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等を行うこと。</p>	<p>減給又は戒告</p>

## 【倫理行動規準】

自衛隊員は、自衛隊員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる倫理法第3条の倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 自衛隊員は、職務の遂行に当たっては、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを期すること。
- 五 自衛隊員は、職務に従事していない場合においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。  
(自衛隊員倫理規程第1条)

## 倫理法等違反通報窓口

● 利害関係者からの金品の贈与、接待など、倫理法等違反と思われる行為に気が付いた場合には、以下のいずれかから、情報提供をお願いします。

倫理法等違反 通報窓口	電 話 03-3268-3111 (内線20719) 03-5261-0164 (直通) 8-6-20719 (内 線) E-mail rinri-tshou@mod.go.jp
----------------	--